

3996

刑 政

號 月 七

行 發 會 協 務 刑 法 財
人 團

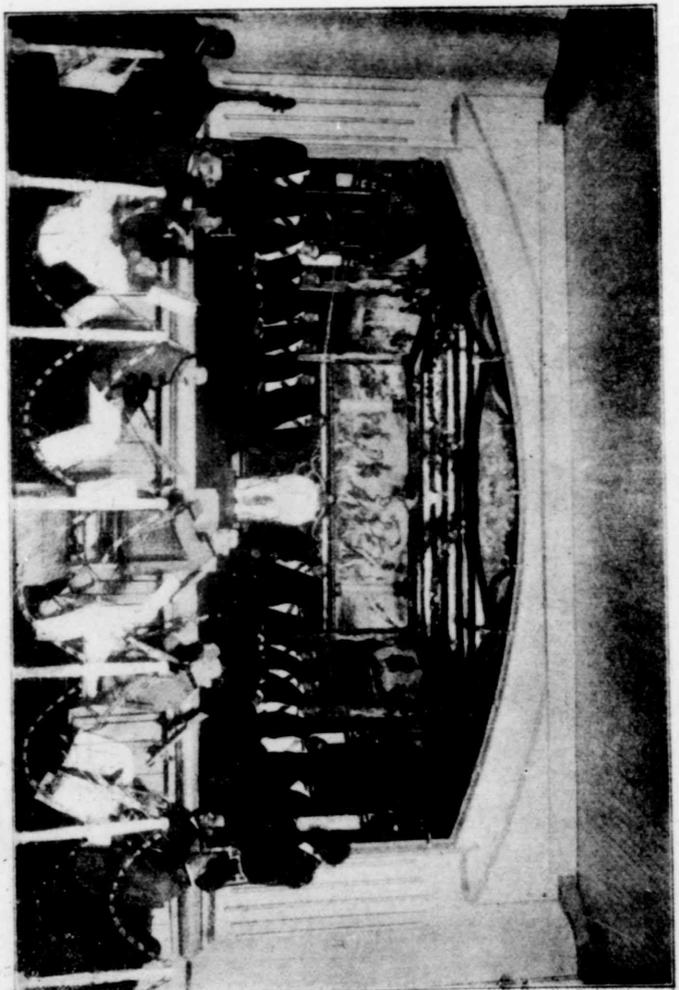
州ヤニルホリカ
所務刑立州ンタソカソソサ



第一圖は合衆國カリホルニア州サン・カンタン
州立刑務所(San Quentin Prison)監庭
の一部で、受刑者中の演劇俱樂部が臨時舞臺を
設けて二千の受刑者に観劇せしめる處です。監
壁の外には耕地と庭園が見えます。これは特
に信任せられた受刑者によつて管理せられて、
しかも其内の二三の者は刑務所々屬の壁外の農
場住屋(House)に住まつてゐます。農場
に沿ふた高みに監視塔がありますが、茲には武
装した看守が晝夜見張をしてゐます。

サン・カンタン刑務所では祭日には受刑者の聲
 安の爲めに教誨堂で素人音楽家並びに所属楽隊
 の演奏があります。この試みは多大の期待が屬
 せられてゐるもので、少くも音楽を聴いてゐる
 間は人間らしい感じがするだけでも、受刑者に
 は有効な影響を興へるに違ひありません。

(11)



刑 政 第 參 拾 八 卷 第 七 號 目 次

卷 頭 言

論 說

累進的執行と累進制度との差異……………司法書記官 正 木 亮 (三)
 改善の實證は假釋放の絶対條件たるべきか……………井 上 治 (一四)
 犯罪の經濟的考察……………文 學 士 佐 木 英 夫 (二四)

講 演

低能兒教育の心髓……………荒 木 善 次 (元)

資 料

歐米行刑制度視察談……………司法書記官 辻 野 敬 助 (三)
 犯罪の社會學的考察……………日本大學講師 淺 野 研 貫 (五)
 英國行刑事情……………同 K 野 N 生 (六)
 勞農ロシアの新しい行刑制度……………同 K 野 N 生 (六)

寄 書

指紋の采……………司法省指紋部 中 田 主 税 居 房 に 於 ける 采 書 に 就 いて 豊 多 摩 教 師 藤 原 教 圓
 知覺診正に就て……………河 北 生 品 性 陶 冶 と 刑 務 官……………岡 山……………熊 野 染 太 郎
 少年犯罪者を取扱ふて……………保健技師 北 大 壽 雁 信 抄……………歴 風 子

雜 錄

歐米諸國における工業疲勞の研究外三……………
 行刑統計……………
 叙任辭令……………
 法令……………
 東西南北……………
 會 報……………
 家 庭 欄……………

ロムブローゾか、ラ・カツサーニユか

東京府下久留米村の樵夫「チャラ萬」といふ男が一寸した頭の狂ひから切りも切つたり一村の老若男女十三人を切りました。愛しかるべき彼の妻も、彼の兒も、同僚も、恩人も皆彼の兇鬼に倒れました。

その犯罪の動機に付て新聞紙は色々の見立てをしました。彼がなまけ者である爲に一村から排斥される様になつたことと此の犯罪とを結び付けたもの。一村の排斥から彼れが殺されるといふ幻想に囚はれ出したことと此の犯罪とを結び付けたもの、彼の顔が如何にも兇暴性に富んで居ると見立てたもの。

此れ等の見立てをわたくしは二つに分けることが出来ます。その一つは一村の排斥、此れに伴ふ幻想であります。ラ・カツサーニユは社會は犯罪製造のブイオンだと謂つたそうですが「チャラ萬」も亦此のブイオンに培養されたのだと見立てたのがその一つであります。その二は彼の兇暴性に富んだ顔付と此の犯罪とを結び付けた點であります。ロムブローゾは犯人には定型があるようにいつて居ります。「チャラ萬」も亦此の種に屬するのだと見立てたのがその二つであります。

彼の此の度びの激情犯罪が果してその何れに發して居りますか。裁判の結果を待たねばなりません。若しもその結果に於てラ・カツサーニユの主張そのまゝの社會的に培かれた犯罪であつたならば此の種の犯罪人に對する行刑は現在よりもつと領分を擴張されねばなりません。刑務官はその使命を果す爲めにそうして社會防禦の實をあげる爲めに社會的活躍を始めねばなりません。若しも裁判の結果に於てロムブローゾの主張の如き犯人定型と認められたならば此の種の犯人に對する行刑は一體どうして行つたらよいでしょうか。

犯人定型がありとするならばそれは先天的であります。先天的であるだけに之が改善は困難であります。わたし達は此の種のものに向つて國家がもつとく保安設備を作る様に希望するものであります。何故なれば左様な種類のものに對して改善目的を主眼とする行刑にたよらうとするのは無意味でありますから。

要約すれば行刑の客體たる犯人は先天的犯人でなくて社會に培れた後天的犯人でなければ眞の行刑目的を達することが出来ません(夢)

論 說

累進的執行と累進制度との差異

正 木 亮

(一)

自由刑の累進的執行と累進制度とは必しも同一ではない。學者の多くはその著書題目にすら此の二つを混同して用ふるを例として居るが、兩者の差異や、しかく簡單に結著さるべきものではない。此れに關しわたくしは、わたくしが嘗て論じた兩者の差異に付て今一度記憶を新にして見ようと思ふ。

同一刑期の受刑者にても作業に勉勵にして能率上るものと、不勉勵にして不成績なる者との間に處遇の優劣を生ずべきは自然の數であつて、行狀の善惡により取扱の異なる。又同一理由の存するところである。

而して受刑者の收容當時と時日を経過したる後日との間に此の状態の差を生ずること

とも亦自明のことである。
 此の現象と改善主義の思想との結合こそ即ち累進的刑罰執行作用の基礎となるものである。故に累進的刑罰執行の萌芽は決して、何れの國を先とし、何れの國を後とすべき性質のものではなく、苟くも社會に文化的刑罰執行作用の採用さるるときには必ず発生すべきものである。⁽¹¹⁾

更にわたくしは、
 「故に累進的刑罰執行の沿革と右執行の一組織たる累進制度の沿革との間には其の發生の點に於て自ら差異を生ずるものである。換言すれば前者は文化的刑罰執行の發生と同時に生ずるものであつて後者は此の作用に基いて生じたるものといふことが出来るのである」⁽¹²⁾

と斷定したことがある。凡そわたくしの主張した此の兩者の關係は決して刑罰の執行に付てのみあてはまる問題でない。例へばわれ／＼社會の日常生活に付て之を見るならば矢張り同一關係を繰返して居ることを知ることが出来る。動産が未だ共有であつた時代不動産が未だ共有であつたその昔に於てわれ／＼の祖先は働く者も働かざるものもその生活の上には平等であつた。けれども動産の私有が許され不動産の私有が許される社會が出来上つたときには最早働く者は働かざる者よりも多くの所得を享く

る様になつた。貯蓄する者は貯蓄せざる者より多くの私有財産が出来る様になつた。人間が草根木皮によつて生活を維持することを飽足らなく感じ始めたとき茲に始めて人間社會に累進 Progression なる現象が始まつたのである。さうして此の現象に基いて更に進歩した社會は多くの貯蓄を有するものと貯蓄の少いものとの間に諸種の特權の相異を作り義務負担の程度を分つ様になつた。此の前後の關係をわたくしは自由刑の累進的執行と累進制度との差異に比較して毫もかわるところのないものだと思ふ。仍ち前者は純然たる個別的立場に立ち後者は個別的立場を土臺として共同生活の立場に立たねばならぬことに於て同じである。
 故に累進的刑罰執行とは個人的處遇そのものであり累進制度とは個人的處遇を基礎とする社會的共同處遇を意味するものである。

(1) Tonfert, Tanager, Engel, Hilger は何れもその著「累進的執行」にて累進制度を論じて居る。
 (12) 拙著「自由刑執行の累進制度法學志林第二五卷第六號參照」

(11)

此の二つのものはその概念に於ては上述の如き差異を有して居る。けれどもその目的に於ては相同じであると謂ふことが出来る。何故ならば、個人的改善は即ち社會共存

上必要欠くべからざる基礎であるからである。只われ／＼が累進的執行を超えて累進制度に遷らんとする所以は犯人が例令個人的道徳的に改善されても彼が若し社会的共存の上に於て此の犠牲を拂ふことを肯んぜず、又法律の前に不従順であるなれば彼は個人的には善人であつて社会的には悪人となる場合が生ずるのである。従來の行刑に於て累犯率が減少しなかつた所以のものも亦此の點にも基因するところがあるであらう。

此の二つの關係に付てドレスデンの陪席判事ゲーブラー Gähler はわたくしと全然反對の地位に立つて居る。彼は次の様に謂つて居る。

「わたくしの考へからいへば若しも新しい刑罰執行法が累進制度 Progressivsystem を採用しようとするならば大なる誤りである。此の際受刑者は官吏に對して自由に肘を伸すようにする必要がある。」^(四)

此の見解は將に累進制度は受刑者の精神を卑屈にし虚偽の心を養ふ虞れがあるといふ點に立^(五)た。換言すれば、受刑者の改善といふ點に付て彼の心に卑屈の點も、虚偽の點も果又違令の點もなき完全無欲の道徳的精神を要求したるに他ならない。けれども、わたくしは受刑者の改善といふ點に如斯基完全無欲を要求しないのである。否如斯基完全無欲は行刑の範圍を超へて宗教道徳社會の仕事に委ねべきである。受刑者の心の中に

卑屈な點があらうとも、虚偽の點が存しようとも、それが社會生活に害を及ぼさなければそこに行刑の使命が果されたと謂つて宜敷いのである。

わたくしと同じような立場からハンツ、エルガー Hans Ellger は「受刑者が例令虚偽であらうともその虚偽が長続きをして居る間に竟に虚偽でなくなつて了」と謂つて居る。^(六)

(四) Gähler, Begriff des progressiven Strafvolzugs und allgemeine Vorbemerkungen. Blätter für Gefängnisverwaltung. Bd. 54) S. 168.

(五) 小河博士監獄學「三九頁に「試みに彼れ犯罪の原因に就て之を討究せば多くは則ち一片、慾望の念、之れが根原たるにあらざや之れが根原たる慾望心を利用して還善悔悟を促がさんと欲す、未だ以て刑の至公至正の旨義に適したるものとは言ふべからざるなり」といつてゲブラーと同趣旨の反對説が掲げてある。

(六) Ellger, Der progressive Strafvolzug. M. d. d. h. J. K. V. 8. v. a. m. Jung zu Göttingen vom 7 bis 10. Juni 1902, S. 186f.

此れまでの行刑は兎角此の道徳的改善に囚はれ過ぎては居なかつたか。教誨教育が行はれる場合に教誨師は主として道徳的改善 Moralbesserung の方面のみに力を入れては居なかつたか。わたくしは、若しも行刑がしかく道徳的改善を主とし、通常の社會生活にあてはめる様に改善して行くことが従とされるならば、行刑は無目的に了つてしまふだ

らうと懸念するものである。なぜならばわたくし達は常に「受刑者を立派な人物に仕立て上げるよりも犯罪を爲さないで済む普通の人物を作り上げる」を以て足ることを知つて居るからである。蓋し、人の生活に於て人格の陶冶ほど困難な事業はない。犯罪人の烙印を押されぬに於て然りであるに拘はらず犯罪人に對して一足飛びに之を要求することは殆んど不可能なことを謂はねばならない。

仍ち上述の如く普通人を作り上げるといふ觀念の下に於ける個別處遇こそ累進的執行そのものであつて、普通人たるに足る者を一團として段階を定める方法が仍ち累進制度であるから二者の差異は共同團體を作るや否やに存しその目的たるや相同じである。

そうしてその目的の相同じき點から學者間に累進的執行と累進制度とを區別する必要はないと迄主張して居る者がある。仍ちエルガーは次の様に謂つて居る。

「ゲブラーが監獄論誌第五十四卷に於て累進的刑罰執行は之を累進制度に爲してはならぬと主張して居る。而して余は彼が累進的刑罰執行と謂ふものは認めても累進制度といふべきものは認めないといつて居ることを理解することが出来ない」^(七)

わたくしはかくの如き主張は學者が往々にして基本觀念と之に基く組織とを區別して考へない結果ではあるまいかと思ふ。^(八)なぜならば多くの學者は之れまでの獨乙の行

刑を累進制度でなく又その思想も排斥されて居つた様に考へた。けれども獨乙の行刑は例令獨居制の上に立つて居たにせよ累進制度の基本となるべき累進的執行は之を行つて居たのである。^(八)

(七) (Zahler, in O. v. 1878 拙著前掲第六號註二參照)

(八) 拙著前掲第七號參照

(11)

以上の如き兩者の區別に基いてわたくしは我が國に於ける現在の行刑を觀察して見たい。

現行の我が監獄法は勿論累進的刑罰執行作用の概念の上に立つて居る。即ちわたくしがしかく論定する所以の第一點として先づ監獄法第二十七條第二項及び第三項を掲げることが出来る。右二項は在監者にして作業に就くものにはその行狀、作業の成績等を斟酌して額を定むるところの作業賞與金を給することが出来ることになつて居る。そうして現行法の解釋としては公法上の強制作業たる監獄作業に對する賞與金は一種の恩典と認むべきものであつてその之を與ふると否と又金額の多少の差の如き必ずしも努力と正比例するを要しないのである。而も第三項に於て行狀、作業の成績等を斟酌

我が國に於ける所謂累進制度は監獄法第十五條に定むる獨居拘禁と同第十六條に定むる雜居拘禁を綜合し、之に上述の如き累進的執行の趣旨を加味したるに止まる。○
 して累進制度に最も必要な最後の假出獄に付ては殆んど總ての累進處遇規程に於て之を見る事が出来ない。此の點に付て嘗てわたくしは次の様に論じたことがある。
 「累進制度の採否により假出獄許可の申請權の歸屬するところは自ら異らざるを得ない。仍ち累進制度に於てはその各期獨居期雜居期中間期に付き行狀改悛の情作業勉勵等の諸點を參酌して所謂期の經續期間を定むるものなるが故に三期制に於ては雜居期四期制に於ては中間期に於て之等の諸點を盡したる受刑者は假出獄期に入れらるべき申請を爲す權利を發生するとは當然である。殊に點數制を補助手段とせる場合に於ては課程せられたる得點の充實したる場合その申請權を發生すること一層明瞭となる」。
 而して此の權利關係は獨居期より假出獄期に至る間に組織的なる累進的聯絡を必要とするものであるが、我が現行監獄法に規定されて居る獨居拘禁及び雜居拘禁と刑法に規定する假出獄との間には此の聯絡もない。換言すれば現今の所謂累進制度なるものは受刑者に對し雜居期までの累進的權利を認めて假出獄期に至る權利を認めて居な

い。此の結果なき爲めにわたくしは日本の今日の行刑に累進制度に近寄つた累進的執行の存在を認めて累進制度そのもの、存在を否定するに躊躇しないのである。
 恰も一九一九年の獨逸刑法草案に對しリープマンは次の様な批評を下して居る。
 「新草案には假出獄と他の拘禁方法との間に累進的聯絡がないから結局累進制度を採用して居ない欠點がある」
 (一三)

丁度わたくしがわが現行監獄法に對する見解の理由と些の異なる點を見出さないのである。

(一三) 拙著前掲第九號參照

(一四) M. Liepmann, Der Reform des deut. n. Strafrechts S. 12.

要するに累進的執行と累進制度との差異は規律の作られざる社會に於ける生活の向上と規律の作られた社會に於ける生活の向上との異りを存する。われは二つの社會に於て何れも人の生活を向上せしめたい。けれども規律準繩のある今日の社會に於て規律準繩に支配され乍らその生活を向上せしめるやうにすることはもつと望まじきことである。そうして此の規律準繩は即ち累進的執行が累進制度にうつる骨組に當るものである。

わたくし達は受刑者を規律のある社會に出してやらねばならない。その爲めに漠然

たる共同生活的組織のない累進的作用にのみ委ねないで之を社會共同生活に匹敵する組織に作り上げて行くことは行刑の理想とするところではあるまいか。
 わたくしは上述した様な二つの性質上の差異から改正さるべき刑法に於て各拘禁方法と假出獄との間に累進的聯絡のある様に又改正さるべき行刑法に於て受刑者の累進を一種の恩典に止めないで申請の權利を與へる様に立案組成されんことを望んで止まらう。(完)

改善の實證は假釋放の絕對條件

たるべきか (三)

井 上 忻 治

四

次ぎに考へて見なければならぬことは假釋放の目的である。固よりこの問題に就きても色々の點が論議されて居るのであるが、しかし、何れにしてもその最も主要なる目

的が改善と自由への準備とに存することに疑ひはない。加之、この二つの目的は結局のところ相關聯したものであつて、決して引離して考察さるべきものではないと私は考へる。

沿革からいへば、假釋放は必ずしも初めから改善を目的とするものではなかつた。しかし理論としてこの制度が要求されたのは固より改善手段としてであつた。そしてまたこの制度の發展の過程も等しくこの理論の要求を忠實に追行して來たものである。しかし結論を急ぐために、私はこゝに假釋放の改善目的に就て叙説する邊はない。單に既定の理論としてこの目的を承認するに止め置く。

たゞこゝに先づ第一に注意すべきことは長期自由刑に於て一般に避けがたき精神的弛緩である。假釋放はこの心理現象に對する一つの救濟手段だとす見解は、罕れに主張されて居るものであるにも拘らず、極めて深い根柢を有つた考へ方である。註五、多少とも行刑に經驗を有つた人々は恐らくこの避けがたき拘禁生活の影響を誤認するものはないであらう。精神的弛緩は、性格を鈍化し萎縮せしめる。この弛緩作用によりて受刑者の生活能力を破壊し、人間性を退化せしめる。自由刑のギツプは實にこゝに存する。こゝに於て行刑過程には絶へず受刑者の緊張感を刺激する要素の共働が必要とされることとなるのである。假釋放の制度はまたこの一要素として作用せねばならない。自

己の運命の開拓は全く自己の全意思に委ねられて居るといふ意識ほど、個人の精力保存に善良なる効果を誘導し得べき手段が他に一つとしてあらうとは考へられない。そしてかくのごとき心理的影響は、單に受刑者のより優良なる分子に對してのみ可能なのでなく、苟くも彼等の自由に尙ほ何物かゞ殘されて居るかぎり、於て、またより不良なる分子に對しても等しくそうなのである。それ故に、假釋放の一つの恩恵を意味するものであると否とに拘らず、その先要條件として、善行を要求することは、尠くもこの關係に於て是認され得べきものであらう。蓋し善良なる行狀と内的品位への努力とが認められるかぎり、常に刑の輕減を期待せしむる拘禁中の絶へざる刺激が、尙ほ多少とも感受能力を有する受刑者の心理に疑ひもなく善影響を與へるものであるとするならば、假令それが一部の論者の主張するがように、單に外面的影響に止まるものであらうとも、尠くもこの外面的機縁によりて、不知不識の間にその影響を深化し、遂に習慣といふものゝ力によりて積極的に人間性の開發を促成し、性格の改造を助長する效驗を有するに至るべきは疑ひないからである。果進制度が有效なる行刑過程として承認されるのは主としてこの見地に基くものに外ならない。しかし假釋放は必ずしも果進制度を必要とするものではなく、凡ての拘禁方法に妥當するものであるのは言ふまでもない。寧ろ假釋放そのものが既に一つの果進過程であつて、所謂顯證制度(Pro-aktion System, Bewährungs System)

の一部を成すものである。

【註五】 V. Wahlberg, a. a. O. S. 102

尙ほ、受刑者に對する刺激作用、従つて改善目的に更らにより多く貢獻するものは、顯證期間である。蓋しこの期間内に於て、受刑者は彼れの運命を全然彼れ自身に托されて居るものであり、そして一定の監督と相待つて、常に彼れに警告を與へつゝある處分の未必的取消は拘禁中に於けるよりも、更らに著しく彼の緊張感を刺激し、生活を純化せねばならないからである。この意味に於て、顯證期間にはまた日時に刑の鎮壓作用を伴ふものである。

しかし、この顯證期間と結合されて、しかく重要な他の一つの目的は所謂過境的處遇である。累犯危険の最も顯著なる所謂「累犯の孵化期」(terme d'incubation du récidivisme)と稱せられるものが、概して釋放後二年乃至三年であるのは既に一般に確認された事實であり、従つて顯證期間がまた一面この危険に對應するものであらねばならないのは言ふまでもない。漸時再び完全なる自由の生活へ誘導するため、受刑者を援助し、その累犯危険を防止するために適當なる監督を實行することは、この場合は非とも必要なることである。蓋し釋放者は極めて屢々全く新たに自由なる環境に同化して行かなければならないものであり、刑務所に於ける嚴格たる訓練の後に於ても、それによりて假令

彼れの善良なる意思が鍛錬され得たとしても——直ちに彼をして再度の過誤に陥らざらしめむがためには、尙ほ或る種の保護を必要とするものであり、而かもまた釋放者の就職には常に特別な困難を伴ふものだからである。それ故に假釋放の重點は一つにこの過境的處遇に存するものであり、改善目的がその終局的實現を見るか否かは全くこの點に關するものと言はねばならぬ。多數の論者がこの思想を以て假釋放の最も本質的なものと考へて居るのは、固より當然なことである〔註六〕

【註六】 Bérenger, Répression pénale, p. 554; Holzendorff, n. n. O. S. 3ff.; Prins op. cit. Sect. 905.

五

しかし、こゝで我々は考へねばならぬ。前にも指摘したがように、人間の生活に最も必要なる個人的創意の啓發に何等の機會をも與へない刑務所の機械的生活の力クストロフに想到するとき、過境的處遇は凡ての長期受刑者に對して、絶對的に必要缺くべからざるものである。而かも行刑過程に於て所謂改善の實證を存するものよりも寧ろこれを存せざるものに於て、その必要が一層緊切であるにも拘らず、後者が假釋放の處分から除外されて、この最も重要な最終の處遇を受け得ないといふことは如何にも不合理な譯である。この問題は假釋放の制度に於て、果して解決出来ないものであらうか。

私は上來畧説した假釋放の法律上の性質とそれの目的とからして、決してそれは不可能でないと考へる。假釋放が單に「選ばれたる者」にのみ與へられる特典だと看做されることは、一面に於て確かにこの制度の發達の過程に於ける長い間の恩惠思想に煩ひされて居るものと言はねばならぬ。沿革上の理由を外にしてはこの見地を支持すべき根據は見出されない。假釋放が決して例外的恩典ではなしに、一つの正規の法律制度としての原則的行刑處分であつて見れば、この處分を改善要素に關はりなく、凡ての長期受刑者に擴充することは決して制度の本質と矛盾するものではない(刑罰理論の關係に於て假りに應報主義を取る場合であつても)。

問題はたゞそれ假釋放の改善目的と如何にして調和するかの點だけである。過境的處遇はまた一個の行刑處分でありし前に指摘したかように——而かも改善目的の實現を保障する最終手段であり顯證制度の最終過程である。そしてこれを拘禁方法に就いて言ふならば、顯證の思想は決して所謂累進制度に特有なものではない、獨居制と雜居制とを通じて、行刑過程は常に顯證制度たるべきものである。顯證制度の最終過程としての過境的處遇の機會は尠くも凡ての長期受刑者に——純理論としてはまた短期受刑者にも——奪はれてあつてはならない。何故なれば顯證の程度の如何に拘らず、改善への努力は、その最終段階を終るまで、決して斷念さるべきものではないからである。かく

のごとく、過境的處遇が既に改善目的と離して考へることの出来ないものであるならば、假釋放の處分を以て凡ての長期受刑者は過境的處遇を保障することは、決して假釋放の改善目的と矛盾するものとは考へられない。それ故に凡ての長期受刑者には改善の實證を存すると否とに拘らず、一定の時期に於て、假釋放の處分の下に一樣に過境的處遇に服せしむべきものである。そしてこれは他の一面に於ては、本質的に社會を保護する所以であり、社會防衛の見地から當然要求されねばならないものである。蓋しこの場合社會は、釋放者が嚴格にして機械的なる拘禁生活から、直接完全なる自由の生活に遣入つて來たときよりも自由の危険に對抗し得ることの確かさを彼等に於てより多く期待し得るからである。

この要求は一般に「慢性的犯罪」(criminalité chronique)の概念の下に理解せらるゝもの即ち主として慣行性犯罪者に對する特別な保安處分(mesure de sûreté)の制度を存せない場合に殊に緊要なるものであらう。長期の拘禁生活が與へるかの悲しむべき「離社會性」(isoabilité)の匡救は、また彼等に於て特に必要とされねばならぬ。固よりこの場合に於ける顯證處分に、一定の嚴格さと特別な保護方法とが要求されるのは、自から別問題である。

しかし、假釋放が正規の法律制度であるかぎり、かくのごとき制度の展開は、これを適當

なる立法手段に待つのはかなきこととは言ふまでもない。そして私は、スウエーデン新刑法準備草案に於て、この要求の極めて巧みなる立法的構成と問題の解決とを見出すのである。最後にこの草案の構成を解説して、そこに貴重なる示唆を得たいと考へる。

(六)

草案はこの點を次ぎのごとく構成する(Ultimant projet suédois, chap. XII, art. 1 et 2.)

「六年以上の自由刑に處せられたる者最後の一年を除き、言ひ渡されたる刑の執行を受けたるときは、條件附に釋放される。

受刑者に就きこれを出獄せしむるも、法律に服従するものと信すべき理由あるときは彼れに對し、尙ほそれ以前に條件附釋放が與へられ得る。但し如何なる場合に於てもその刑の二分の一の執行を受けたることを必要とする。

條件附に釋放されたる自由刑の受刑者は、釋放の日より起算して三年の顯證期間中監督に附せられる。

この期間中、彼れは、釋放の當時若しくはその後、彼れに課せられたる條件に適從する行動をなすことを要する。

これ等の條件に違反する場合には、彼れに對し釋放は取消され得る。

これに依つて觀れば、草案は結局假釋放に就き、異つた基礎の上に二つの異つた範疇を認めたのである。即ち一つは強制的であり、他は任意的である。そして前者は凡ての長期受刑者に對する過境的處遇の必要を一般的に承認したものであり、後者は從來の假釋放の制度に於ける所謂「實遇的輕減」(reduction *minutaire*)の思想を認めたものである。従つて後者は「選ばれたる受刑者」のみ制限されるものであり、前者は凡ての長期受刑者に共通に適用されるものである。即ち草案が強制的假釋放を單に長期受刑者一六年を標準とすることの適否は別問題として一にのみ制限したのは、これなしには殆ど累犯の危険に運命附けられて居るものと見て、差支のない未改善受刑者の救済を意味するものに外ならない。蓋し強制的過境處遇から短期受刑者を除外することには、別に理論的根據を存するものではない。單に實踐上の必要と實利との問題である。例へば英國は短期刑に對しては刑期の無條件短縮を認める。そしてそれは犯人の處遇に就き一つの精力の集約を意味するものとされるのである。草案が強制的過境處遇から短期受刑者を除外したのは極めて實踐的であると言はねばならぬ。

それ故に、草案の解決に従へば、凡ての長期刑の一定の部分(一年)は、初めから別除されて直接には執行されない。この部分は顯證期間中に於ける受刑者の顯證の有無によりて確定せらるべき未必的刑期である。即ち顯證期間中受刑者に不良なる行狀ある場合に

この部分は初めて執行されるものである。従つてまた刑務所に於て善行の認められる受刑者は二重に刑の輕減を受けることになるのである。即ちその一つは強制的に確定されたものであり(一年)他は受刑者の行狀によりて左右される不確定的のものである。しかしこの二つの短縮の總和は言渡された刑の一定の部分を超へてはならない。そして草案はその制限を言渡刑の二分の一とするのである。それ故に、例へば十年の刑に處せられたる受刑者は早くとも五年後でなければ釋放され得ないと同時に、また遅くとも九年後には必ず釋放されることになるのである。

草案が、大多數の法制に見られる立法様式——殘餘刑期を以て顯證期間とする——を捨て、顯證期間を三年に一定したことは、また一つの特色である。蓋しこの定め方は、大體に於て所謂「累犯の孵化期」と呼ばれるものに相當する。過境的處遇を必要とするものは即ちこの期間である。顯證期間はこの孵化期を以て尠くもその最低限としなければならぬ。草案がこの觀點によつたものであることは疑ひない。

この制度の下に於ける判決の性質に就ては多少議論の餘地があるかも知れないが、しかしこの構成は別に判決の確定性を妨げるものではないであらう。

兎も角も、この草案に於ては、凡ての長期受刑者を通じて、必要缺くべからざる過境的處遇が改善目的と結合されて、假釋放の制度の下に、一つの原則的刑罰過程として確認され

たのである。この點は假釋放制度の發展に於て、確かに注目すべき一進歩と認めざるを得ない。かようにして、假釋放は顯證制度として、そのより充實した意味と輪廓とを與へられたものであると私は確信する。(完)

犯罪の経済的考察

佐佐木英夫

凡そ経済的發達を見るに生産は自用より他用に進み、生存競争は自ら経済的争鬭を惹起すものである。此に於てか物資に對する過れる欲望は犯罪を伴ふに至るのである。然し犯罪は経済に因るとなすのに反對する人もある、これ即ち自由意思論者の主張する所である、兎もあれ角もあれ生存方法の發達しないで社會の富が制限された所には人に關する犯罪があり、生産方法が複雑となつて富の増加した時には財産に關する犯罪がある。而して財産に關する犯罪の季節的分布を見るに十一月十二月一月と云ふやうに寒い時に多い、蓋し職業にしても寒い時には活動の出來ないものがある、即ち農業や建築業の如きはそれである、こゝに於て寒い月の終には失業者が出る、それは雇傭者がないから

である、所が欲望は寒い時にも決して減するものではない。だから穀物の價額の高下が犯罪の増減に影響し又賃錢の高下が犯罪の増減に影響するのである。勿論價格と賃錢との關係は密接ではあるが必然的のものではない。だから貧困による犯罪は経済的動機によるのである。経済的犯罪は總犯罪の殆ど半分であることは統計の示す通である。(一)而して経済的窮乏は他の犯罪の原因である、例へば性的犯罪の起るのは経済上の理由による、何となれば貧困であると相當の年齢となるも家庭を持つことが出來ないからである、多くの犯罪者は貧民階級に屬する。之を否定する人笑つて

『吾は道徳を冒さなければならぬと云ふことを承知してをる、即ち警察と裁判所とは近くにあり、刑務所は遠隔の地にあると云ふことを承知してをる、然し巴里に於ては八千の窃盜中刑務所に行くものは七八百以上には決してならない、即ち全体の十分の一にもならない。だから吾は平均自由な九年間を刑務所の一年間より樂しむのである』(11)

と歌つた通りである。それから刑務所は今でこそ大に改良もされたけれどもハワーD以來學者の一般に憂へてをる通り動もすれば犯罪の大學校となる、恐がある現在でもある、刑務所には被告の雜居を許しそれも五六人も七八人も入れてあるので廊下を通ると内部ではなかなかにぎやかであると云ふことである。初犯に注意を要する最大なる

原因並に刑務所構造上大に注意を拂ふべき理由實に此に存するのである。それから獨房監禁は偶發的初犯の犯罪者にのみ効果があることは明瞭である。さて犯罪の原因を考へると失業倒産及浪費であり、且つ貧民にあつては住宅は不衛生であり生活は不節制であり且つ多くは修養のない人々である。犯罪の起る誠に故ありと云ふべきである。さて犯罪者を收容する費用は社會の拂ふ所である。自由意思論者は決定論者を笑ふけれども竊盜も亦其の活動に熟慮し且經濟的原理を應用しつゝあることを知らなければならぬ。さて犯罪に導く理由は要するに一層高い生活標準への欲求からである。貧者に犯罪者の多いのはこの理由によるのである。勿論富者には少いけれども酒精其他の影響の下に放縱な生活をなし遂に享樂に耽溺して一生を過り遂に犯罪に陥るもの少しとせないのである。某會の會長が帝都の治安に關し政府の説明を求めたのに對し某參與官が

「近頃各種の犯罪事件の激増したことは數字上誠に遺憾である。其の原因を探究するに其の一は生活難である。即ち生活難に苦しむ失業者の大部分が犯罪を爲すやうな傾向がある。其の二は震災で財産を失ひ又は親戚朋友を失ひ人心が殺伐になつたこと。其の三は罹災地に於ける住宅が粗造なバラツクで盜賊をして容易に其の目的を達せしめ易いこと等である。然し政府は此の不安を除く爲めに非常な努力をして居る(三)」

と答へたが誠に其の通で經濟が犯罪の主要な原因の一つであることは孟子が「恒産なくして恒心あるものは、惟士のみ能くするをなす、民の若きは則恒産なければ因て恒心なし苟も恒心なければ、放辟邪侈爲ざるなきのみ」(四)といつた通で生業のないものが恒の心を持つことは全く困難なことであることは明である。(五)

註(一) Bonger. *Criminality and Economic Condition*, pp. 533-534.

(二) Bonger. *Op. Cit.* P. 586.

(三) 大正十四年五月二十一日東京日日新聞夕刊所載某參與官答辯參照

(四) 孟子梁惠王上

(五) Parmelee, *Criminology*, Pp. 67-91.

Parmelee, *Poverty and Social Progress* Pp. 119-199

乞食新聞

バリーに、『乞食新聞』といふのがある。菊幕版刷りで、各種の心付の相場、祈禮や葬式のあ

る家の口附、慈善家の來往、洗禮、物日など記事としてゐる、此外讀者通信欄もあり乞食間の友誼を助長し、意見交換する。慈善家往來欄は、讀者の最も熱心に眼を晒らす記事ださうで、乞食諸君の同情者の出入を記載したものだ。

低能兒教育の心髓

荒木善次氏談

◇本會は去四月十八日に茶話會を開いて荒木氏に御講演をお願いしました、講演の大要を抄載します 文責在記者

私は明治四十二年から熊本の方で小學校の教員を致しまして唯今問題になりつゝある低能兒教育に關係しまして、どう致しましても地方では低能兒教育に關する事の研究が出来ませぬ爲に、時代遅れで年を取りましたけれども震災のあつた年の五月に當地へ参りまして唯今牛込の小學校に於て低能兒教育を研究しつゝあるのであります、それは今から六ヶ年程しませぬと到底研究に花を咲かせることが出来ないだらうと云ふ考への許にやつて居るのでございますけれども、唯其内の私の努力で研究をしました少數の點に就て考へを持つて居るのであります、其邊の所を御諒解を願ひまして暫く御清聽を請ひたいと思ひます。

重大なる意義を有する低能兒教育が今迄何故に社會の問題とならなかつたのであるか、孟子は上智と下愚は選されないと云つておりますが今日に於ても尙そういふ考が先入主となつて低能兒が私共の頭から葬られて居つたので

はないかと思ひます、

借低能兒と云ふものが私の經驗に依りますと、大いに救済が出来る。或者は一の中心人物になすことが出来ること云ふこと文けは公然と申上げる愉快と勇氣を持つて居る次第でございます。靈妙不可思議の働きを持つて居る人間の愛の力が低能兒を或る點迄教化が出来ないと云ふのは努力の足りないのではなからうかといふ感じを持ちまして私は今日迄やつて來たのでございます。之から私が十五年間悪戦苦闘致して經驗した所の百十八名の内の最も面白い特徴のある、父兄や醫者からも馬鹿だと言はれた低能兒を救済しました些かの經驗談を致して見たいと思ひます。

(一) 偏愛の忿怒晴しに抱へ車て乗り廻り家人を驚かせし一例

或る工學士に四人の子供があつた、次男以下の子供は皆優等生であつたが長男丈け低能兒であつた。長男の低能兒は人の前に連れて行くと世間から物嗤ひを受けるやうなことをするので三人の子供はよそに連れて行かれたが此子供だけは猫と一緒に家で留守居をさせられたのであります、所が其子を私が受取りまして、或年の三月二十七日に免狀を買ふ修業式が來ました、其時に其の子は欠席をして居つた、病氣でもあるかと思つて居つたが私は多忙であるから夜の九時迄事務を執つて居りました所が、突然其子供の家から使が來て、家の子供は朝早く出て未だ歸らないと云ふことであります、それから私は直ぐ學校から飛び出して其の家に行つて見ました、所が父親と母親と子供三人が家に居つて不安に囚はれて居る状態でありました、それから事情を聞いて見ますと、其日は兩親が後の子供三人の試験が済んだから卒業のお祝と云ふやうなことで、其の三人の子供を連れて遊びに出て行つた。所が其低能の子供は例の如く猫と一緒に家の留守番を言付けられた、後で聞いて見ますと自分も自動車に乗つて行きたか

つた、其自動車などに乗りたいたと云ふ心が始終あつたらしいので、皆が出て行つた後でその家には抱へ車がありませんから、父親が言付けてあつたからと云ふので抱へ車を雇つて、平素父親や母親が行く所を何でも十一軒許り乗り廻して九時頃まで歸らなかつた、両親は家に歸つた所が子供が居ない、それで非常に大騒ぎをしたが、其内に歸つて来たので、段々聞いて見ると、平素自分許りが自動車に乗せられないといふことが動機になつて、車を雇つて何處へに行つたと云ふことが分りました、そこで私はどうか之れからは外の子供衆と同様に外に行く時は連れで行かれ、同じやうに可愛がつ貰ひたいと云ふことを申して参りました、それから後は何處でも一緒に連れて行くやうになつて非常に感情が平安になり約三年間低能兒の教育を受けた爲か、私立學校ではあるが入學試験にかなり良い成績で入學して、唯今は私立中學の五年を修業したと云ふ知らせを其の父親から私に贈られましたやうな次第であります。

(ロ) 血を見れば歎呼し死を常套語とする慘虐性女兒の一例

此の女兒を私を受取りました時は尋常三年を修業しましたのみで、全く成績はゼロであつた、さうして此の子は父親を二名持つて居ると云ふこと、今一つは死にたいと口惜に云つて居りました、何故死にたいかと聞くと母親がいじめると言ふ、よく調べて見ると繼母であつたのであります。お友達が怪我をして血が出るのを見ると眼の色を變へて歡喜をする、或夏私が腕を組んで立つて居りました、さうすると私の後ろに来ていきなり突いて、私の轉んで痛いと言ふのをヒヤ／＼と喜んで飛んで行つてしまつた、此の家庭は非常に紊亂した、極く貧困な家庭であつた私は研究の爲に其の娘を借りて二年四ヶ月私の家庭に置いたのであります、さうして私は事實自分の子同様寧ろ以上の愛を以つて教育をして見たこの子には算術や國語をやらせないで猛烈なる慘虐性の矯正に努めました。學校を卒業しましてその子供は直ちに或る藥店から下女に雇はれた、其藥店に三ヶ月居りまして、余りに収入が少なかつたから專賣所の職工に世話をした、さうすると技能が優れて居つて、三ヶ月で検査係になつたのであります、所長に聞いて見ると精勤で勉勵で模範職工になつて居ると云ふことであります。さうして日給一圓二十錢を取る迄に成績を上げたのであります、一昨年の五月に或る優勢なる呉服店の妻女になつたのであります。

(ハ) 臆病で質問連發性の一例

男の子で、私を受取りました時は十一歳でしたが、弱虫でいつも弟から追ひ廻され又日が暮れると一寸も外に出られない、又家が貧困の上に両親は早く亡くなつて叔父さんに養はれて居つた、其の叔父さんは大酒家であつて鉛筆一本も買つて呉れない、所が私が震災の時に此方に來て再び歸つて見ると、今は一人前の立派な理髮屋になつて働いて居る、此子には二つの特徴がある、一つは非常に臆病であるのと、もう一つは質問連發性と云ふので色々な質問をやる其質問も悪い方の無益の質問許りをやる。例へば世の中に幽霊が居るかとか、幽霊は足を持つて居るかとか、食ひつくかとか云ふやうな無益な質問をする、先づ臆病を癒して見やうと思つて理論の上より、又色々昔の卑怯者が英雄になつた實歴談を話して聞かしたけれども效能はなかつた、所が十年戦争と云ふのが五年生の歴史の本の中にある、其十年戦争の時に彼の西郷隆盛が三船の戦争で、非常な亂軍に陥つて、敗滅の間際になつて、薩軍が三船の本陣を引き上げて居る時に、隆盛は經節を嚙り乍ら堡壘の中から顔を出して、自分は引上げもしなかつた、其時の西郷の頭では彈丸の飛んで來るのを興味を以て戦争を見て居つたので、其の勇氣のある話をして聞かした、所

男の子で、私を受取りました時は十一歳でしたが、弱虫でいつも弟から追ひ廻され又日が暮れると一寸も外に出られない、又家が貧困の上に両親は早く亡くなつて叔父さんに養はれて居つた、其の叔父さんは大酒家であつて鉛筆一本も買つて呉れない、所が私が震災の時に此方に來て再び歸つて見ると、今は一人前の立派な理髮屋になつて働いて居る、此子には二つの特徴がある、一つは非常に臆病であるのと、もう一つは質問連發性と云ふので色々な質問をやる其質問も悪い方の無益の質問許りをやる。例へば世の中に幽霊が居るかとか、幽霊は足を持つて居るかとか、食ひつくかとか云ふやうな無益な質問をする、先づ臆病を癒して見やうと思つて理論の上より、又色々昔の卑怯者が英雄になつた實歴談を話して聞かしたけれども效能はなかつた、所が十年戦争と云ふのが五年生の歴史の本の中にある、其十年戦争の時に彼の西郷隆盛が三船の戦争で、非常な亂軍に陥つて、敗滅の間際になつて、薩軍が三船の本陣を引き上げて居る時に、隆盛は經節を嚙り乍ら堡壘の中から顔を出して、自分は引上げもしなかつた、其時の西郷の頭では彈丸の飛んで來るのを興味を以て戦争を見て居つたので、其の勇氣のある話をして聞かした、所

がそれが非常に刺戟を與へたと見へてそれからは此の子供は友達から追廻されても逃げない、夜便所にでも使にでも行けるやうになつた。

(二) 大器晩成型の大人物も低能兒中に存する一例

これは九州久留米の某檢事の息子であつた、男の子で當時は十歳、非常に良い体格を持つて居つた、或夏兩親が其の子供を私の所に連れて來た、私は見た許りでびつくりした、多くの先生の居る所に連れて來ましたが、臆するとなく職員室を元し廻ると云ふやうな亂暴な態度を執つて居つた、私等が話をして居る内に何處に行つたか分らなくなつた、心配して探して見ると小使室にあつた佛壇の上に上つて花や色々な物をいじつて居つた、それで學校のお婆さんが大切な佛様をいじつてはいけなないと叱つたが黙つて矢張りいじつて居る、私が其處に行つて手を執つて引張り出したが其の態度には實に驚いた、此子には二つの特徴がある、一つは小さい木の枝で運動場に尻を据へて並行線を画いて汽車を走らせると云ふこと、其繪は定規を當て、書くやうに正確に引ける。所が後ろから埃を掛けても唾を掛けても全く平氣でどうされやうがちつとも驚かぬ、それともう一つは機械を扱ふことが非常に好きであつた、然し知つて居るものは家に婆やが居ると云ふこと、母親と祖父が居ると云ふより外何も知らぬ、御飯を食べる時にお湯といふ名が分らない、雀や鳩が飛んで居つても其の名を知らない、こちらから物を言つても返事をしない、算術も國語も分らなかつた、私は非常に骨を折つて色々なことをやりましたが、ところが二年四ヶ月後に優等生でも出来なかつた中學入學試験問題を立派にやるやうになりました、ことを自分が出来たと云ふことで御諒解を願ひたい、或日福岡に一泊したことがある、私の所から五六時間掛りますが、外の子供は喜んで居つた、私はおやつ

に汽車の中で菓子をやりましたが、取りもせず唯一人手を組んで目をびしや、くして居つた外の子供はあの人は聖徳太子の生れ代りだなどと言つて居つた、福岡に着きまして非常に見晴しのよい宿屋に泊りました、外の子供は皆喜んで居たが、其子供は夕飯も食べないで、石佛のやうにして居つた、其日は丁度五月廿七日で、海軍の記念日だと云ふので二十隻の艦隊が集つて、日没と同時にサーチライトを照して股々轟々の大砲の音をさせました所が、其子供が何に感激しましたか、床の間から一つの扇子を取つて舞を舞ひ始めた、其舞が如何にも可笑しかつた、其子は調子に乗つて實に愉快な状態であつた、夜が明けまして門司に行きました。門司に着きましたから家に安着通知をやれと言つて外の子供に用意の用紙と鉛筆をやりました、その子は綴方が全然出来なかつたのでどうしやうかと思つて居りましたが、兎に角同じやうにやりましたら、其子も何か書いてそれを私の所に持つて來た所が實に驚いた文章でありました、外の子供はお極り文句で何日何時に無事に着いた御安心下さいと云ふやうな月並式でありましたが、其子は元熊本にも居り鹿兒島にも居りましたので、鹿兒島と門司の港を比較し熊本には電車はないと云ふやうな、私の頭から見ると三大都市の比較論とも言ふべきものであつた、それを見まして私は息が止つて嘔の状態に暫しなつたのであります、それをポストに入れて家に届きますと、これは先生が手傳つて呉れたのであらうと思つて居つたそうで、私が歸りました所が其家の者が先生御手紙を有難うございますと言ふから私は葉書は出いませぬ、いやそんなことはありません、此通りと言つて葉書を見せられた、そこで私は誤解下すつては困ります、私の永い間の苦心と辛抱に歸するのだと言ひまして其實情を話しました所が、檢事である父親は其子を膝に乗せて暫くの間一塵暗然たる有様であつた、之で私は人間の改革は外から入るべきものであると云ふ有力なる証據を與へら

れたのでありますそれは誰がやつてもさう云ふ機会に際會すれば斯う云ふ天性の閃きを得ると云ふことが分つたのであります。

(水) 輕蔑虐待に憤慨して乱暴手に負へぬ一男子の例

今年十二になつて居りまして、頭は幼稚園位であります、之に三つの特徴があります、非常に笑ふことゝ亂暴するのと唾を何處にでも吐き散らすことであります。さて或時父兄會を開いたら母親がやつて來ました母親より寄つて集つて其子を輕蔑すると直ぐ唾を吐いたり小刀を以て墨を切るといふことを聞きましたのでこれは輕蔑虐待をされて居るから目棄腹の爲に斯う云ふことをするのだらうと思つた、それで今後は兄さんや妹などが決して此の子に擲擻はないやうに又親達も可愛がつて下さるやうにと云つて約束をした、ところが約三週間程しますと唾を吐くのもお友達を擲することも減つて來た、それと同時に腦力の方面が非常に伸びて來た、

之を以て見ても低能兒教育は朝から晩迄膝を抱いて無理に教育をすることは誤りである、環境の狀態を整理して頭の整理をすると云ふのが順序であつてそれが斯う云ふ子供を取り扱ふ大事な心髓であらうと考へて居ります。

これは附たりであります、此間諺實新聞を見ますと日暮里の火事の原因に關する記事がありました、その記事の大要は火を出した家に十一歳になる夜寝小便をやる癖のある子供があつた、所が其家庭では寢小便をしても其夜具を代へて呉れない、其子供は小便でぬれた夜具を着て冷酷な寒い夜を送つて居りましたが、余り寒さに堪へないので父親母親の居ない時に火鉢に紙をくべて暖を取つて居たが、それが元であの大火になつたと云ふ記事である、

(ハ) 如何ともすべからざる執拗剛情しかも盜僻兒の心性を一轉せしめたる實験談

私の方では入學の條件としまして盜癖のあるものだけは入れないことになつて居りますが、家庭からの希望で當局の理解を得て入れたのであります、これは男の子で盜癖があつて、執拗で剛情で何ともすべからざるものであつた、私が其の子を受持つて居ります時に三度許り金や學用品を取つた、卒業式の舉行された日でした、卒業生が紀念品を贈ると云ふことがあつて、其紀念品の金を二十四五圓包んで煙草の箱の蓋に入れて持つて來た、それを置いて下の教室に降りた、ところが二階に歸つて見ると箱が空になつて居つた、其子供を呼んで尋問して見たが却々白狀しないそこで私は高壓手段を取つて、先生の眼は死んでは居ない、先生は生馬のやうな眼を持つて居る、それでも取らないと言ふか……警察に引張ると言つても何とも思はない、刀を見せても本當に殺すのでないと云ふことを知つて居る、毒藥でも其通り、これは何か大きな人格の力に依らなければならぬと云ふ考を起した、そこで最後に今日立派に卒業をする御前の免狀を取上げる、早く持つて來いと言ふと、はい持つて參りますと言つて職員室を出て行く併し現行犯を見て居りませぬけれども之れだと思ふから、待てと言つて呼付けた、それは最後の手段であります、一本の金の棒を持つて來て、先生は此の鐵の棒を曲げ得る程の力を持つて居るぞ、お前やれるならやつて見ろそと言ふと其の子供が顔に紅色が走つて來た初めに子供に曲げさせて見たが到底いかない、私が雜作なく曲げるのを見て居つたが、急に座つて手を合せ始めたそこで私は嚴然たる態度で最後の宣告を與へた金はどうしたと聞くと、取つてガードの石垣に入れたと答へた、所で行くとガードの石垣に其金が入つてあつた、それから其子供は學校を卒業し、或る鐵工になつて始終私は其の子供に行つて會ふが鐵工所の主人にもどうか此の子供には疑を掛けないで純眞に導いて貰ひたいと頼んで置いたさうして徴兵になりましたから、幸に私の知つて居る中隊長の

下に入營しましたので兵役二ヶ年で上等兵になつて歸つて來たのであります。

低能兒の教育方法は普通のやり方では、一分一厘の効能がない低能兒と雖も何かの特徴を有つて居る、非常に癖を取る名人がある、又非常に圖書の天才家が居る、それから團子を作る特徴を有つて居る、低能が團子屋になつて非常なる財産家になつた實例がある、低能兒を動かすには教場や家庭のやうな單一なやり方では駄目である、大自然に觸れしめることが効果があるのであります、一例を申せば秋の自然界に明瞭々たる月を見せて救済した實例があります、私の所に秋虫の名所がある、其中に連れて行つて非常に荒んで居つた、沈鬱な子供を開發した實例があります、あの大きな大洋の濤のうなりを聞いて全く生れ變つたと云ふやうな経験があります、人間の力で及ばない時に自然界の大きいなる力に觸れしめることが低能兒を人間たらしめる所の教育の鍵であると云ふことを申し上げたいのであります。

最後に少年の犯罪に就いて申しますが、私は明治十二年から今日まで新聞雜誌で實見をしました少年の犯罪、其少年が低能兒であつたと云ふことの三百十何件かの切抜を持つて居ります、放火、忍傷、家出、搔淺ひ斯う云ふのが一番多いのであります、前の例に申し上げた、日暮里の火事の如きは非常に同情すべき問題があらふと思ひます、總て少年犯罪に低能兒と云ふものが最も重大な關係を有つて居ると思ひます、詢に恐縮に堪えませぬが、彼の虎の門事件と云ふやうなあゝ云ふ極端な犯罪者を出した、其の犯罪者の小さい時からの家庭の傾向を調べて見ますと小さい時から感情觀念聯合が發達します場合に其の慘虐性が表はれたものと言はざるを得ないと思ひます。(完)

資料

歐米行刑制度視察談 (二)

辻敬助氏談

◇本編は速記にあらず、唯談話の要領を摘記したるものにして措辭及び所説詳略等筆者の責に歸する所少なからず。

三、一般處遇の改正

一、沈黙制度の緩和

英國に於ける沈黙制度はオーバン制度に於けるが如き厳格なる意味に於ける沈黙を要求するものではない、即ち一八九八年の監獄法 Prison Act の下に制定せられた

現行施行規則は「所長は刑務事務又は作業遂行上事情の許す限り收容者間の交際若しくは通信を禁止すべし、但

し長期刑の受刑者にして行狀善良にして談話特權を許容するも差支なしと認めらるゝものに對しては或期間の後一定の時間適當なる監視の下に談話の特權を與ふることあるべし云々」と規定し、長期刑者に對しては組織的談話の特權を附與したのである。

しかしながら在所者の大部分を占むる短期刑者は依然として不自然なる談話禁制の桎梏の下に苦しむつゝあつた。

然るに沈黙制度に對する批難は年と共に加はり刑務委員（行刑局長）は遂に一九二〇年度に於て左の通牒を發し沈黙制度に對する制度を明かにしたのである。

即ち『完全なる隔離（complete separation）及交通豫防の制度は在所者を差別なく群居せしむる弊害を除却せんとする思想に基くものである。併しながらかくの如き規則は在所者相互間の悪習感染はこれを阻止するを得べきも、夫れ自身害惡（evils）を伴ふものである。若しこれが嚴格なる



英 國 刑 務 所 管 轄 行 狀

適用を見るならば在所者に對し始と完全なる沈黙を宣告することゝなるべく（而かもそれは數年に亘ることあるべく）かくの如きは彼等をして精神的愚鈍及他動的服従の機械的生活に墮せしむるに至り常に人道に反するのみならず彼等をして釋放後の正常生活への復歸を益々困難ならしむるに至らしむるものである。

しかれども實際の適用に於ては幸にも刑務官吏の任意によりて調和せられ該規則は恐らく稀に、若しくは決して絕對の嚴格さを以ては實施せられなかつたのである。併しながら如何なる程度までこれを緩和すべきやは常に疑問とせられ此疑問は各刑務所に於ける實際をして極めて區々たらしめたのである。此處數年間に於ける通常の状態としては在所者は單に談話することによりて申告（反則として）せらるゝが如きことなく官吏がこれを制止して之に服せざる時に於てのみ申告せられたのである。それは怠惰なる饒舌を禁ぜんとするの趣旨にして絕對に一語をも發すること

を禁じようとする目的に出でたのではなかつた。

吾々刑務所委員の意見も亦作業中に於ける在所者間の談話（工場及戶外作業）は適當に管理せられたる一般社會の工場に起る會話より多くてはならぬ、又少きを要せずとの意見を有してゐる、即ち作業上必要な談話（Remark）の如きは可なるも、一般の問題に付き「怠け話し」は不可であるといふ意である。

尙作業時間に於ける談話け禁ずるの必要がない、而かも若し其談話にして繼續し、官吏に於いて饒舌的談話が嵩じたと思惟したときに於て初めて之を禁すべきである。而して若し彼等が之に（一二の命令の後）服しないときは之を申告するのである、而かも其報告は談話の爲の報告ではなくて、命令に服せざる爲の報告でなければならぬ、若し特殊の在所者間に凡ての交通を阻止する特別なる理由があるときは之を隔離する方法を採るべきである。

尙刑務委員は以上述べたる單純なる談話の程度を超え

ない在所者間の交通以外に於て、左の條件の下に尙特權的交通機會（Increased opportunity）を與へんとする意見を有してゐる。

- 一、適當なる監督の下に置くこと。
- 二、在所者に對し談話の爲めの氣のきゝたる或物を與ふること。
- 三、青年及愚鈍なる在所者に對し成年及墮落の程度甚しき人物よりの悪感化を可及的に避けしむる爲適當なる在所者分類をなすこと。

此目的の爲に各地に於て或階級の受刑者に對し、適當の監督の下に討論會俱樂部等を開始し、漸次之を擴張普及せんとしつゝある、而して悪感化より避けしむるためには年齢性格の差異により在所者を分類する方法を採り、漸次之が完成を期せんとしつゝある、要するに單純なる沈黙制の勵行は單に害惡弊害をもたらすに過ぎずして何等の效果なきものなるを斷言することが出来る。と

尙刑務委員は此機會に於て在所者と官吏との干係殊に談話に

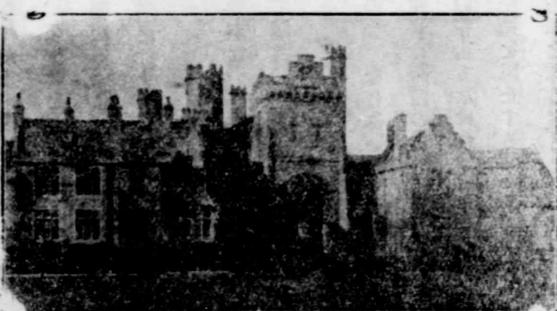
付きても詳細なる通牒を發して勤務命令の眞精神を諒らしめな
いことを期した。訓令第一一四條は

(1) 官吏は自身又は他の官吏若しくは雇傭人に對する在所者の
親密 (Confidentiality) を受入るゝ事を得
ず職務に關する事項に付き在所者の聽
取し得る場所に於て交談する事を得
ず。

(2) 在所者に對し必要な事項以外の談
話を爲す事を得ず又言語態度及舉動に
依り在所者をして激怒せしむるが如き
ことあるべからず、と規定してゐる。

而してこゝに問題となるは (Confidentiality)
の字義及必要な事項以外の意味如何にあ
る。刑務委員の意見としては此は官吏と在
所者間の怠惰的 餘舌を意味するものであ
る。如此談話は害に有害なるのみならず官
吏をして其だしき危険に導くものである。

即ち官吏は之に依りて彼自身を在所者と同
等の水準 (レベル) に下ぐる事となり假令不正事の發生せざる
場合に於ても彼自身の自尊心を失ふに至り同時に彼は彼に對し
て在所者が有すべき尊敬を減少せしむる事となるのである、



英國模範刑務所之スマツ地方刑務所正圖

遅せば彼は彼の受刑者に對して著しき影響を興ふるの希望増加
せずして寧ろ減少するに至るのである、何となれば如此影響は
常に先づ第一に官吏に對する在所者の尊敬程度如何に掛かるが
故である、要之此の如き交談は在所者拘禁
の目的即ち訓練され教育され國家の健全
なる市民として復歸せしむるの目的を破る
Custody に至るものである。

併しながら親密なる談話の禁止は官吏を
して命令を爲す場合の外一切在所者と交談
してはならぬといふ意にあらざるは勿論で
ある。尤も身を以て籠を垂るゝは凡百の命
令に優りヨリ力強き影響を有する何物も存
在しないのは事實である。が同時に其處に
は教訓の爲の機會 (Crown) が存在する。而
して官吏は適當なる機會に於て親切なる課
の判りたる注言を興ふる事は決して批難す
べきことではない。

如此言葉は如何に興へらるべきや又如何
なる程度まで、如此注言が及ぶべきやは定義するの必要はな
い、Foot bench (わけのわかりたる) の官吏は、こは如何なる事を
意味するやを了知せなければならぬ。而してかくの如きは課の

判りたる官吏の判斷に一任してよい云々」

二、接見室の改造

接見室の設備は從來多くは金網張りにして横木 (bars)
の設けがあつたが、一九二一年以來之が改善に着手し事
情の許す限り是等のものを撤廢し親戚友人との間全く普
通の條件の下に面會せしむる爲めに改造しつゝある。こ
は訪問者稀なる小刑務所に於ては容易なるも大刑務所に
於ては實行極めて困難にして自然往時の鳥籠式 old
fashioned の visiting box に多少の改造を加ふる事を
以て満足せなければならぬ状態である。

三、懲罰中の運動

懲罰中の在所者に對しては從來運動を禁止してゐたが
一九二一年より懲罰言ひ渡しの翌日より毎日一時間の運
動を許すこととした。

四、鬚髯の剃除

容姿を端正ならしむるは即ち自尊心自重心を増す所以
なりとし類剃 shaving に就ても一般社會の習性に接近

せしめんとしてゐるのである、併し未だ管理上の困難あ
る爲め一日一回の理想を實現し得ず大体に於て一週二回
施行の個所が多い (自己及他人の手で剃除す) 尙剃刀
(razor) 及ブラシの差入れを許してゐる、但し安全剃刀
(safety razor) に限る。

五、護送時の服装

刑務所間の在所者護送には私服を着用せしむることゝ
した (一九二一年) 刑務所の服装に於て公衆に暴露するを
避くるが爲である。

六、懲役刑務所 (Convict Prison) に於ける

嚴正獨居拘禁制の休止

嚴正獨居拘禁の思想は

一、惡習感染を阻止すること。

二、受刑者に對し其過去と現在の地位とを顧ると同時

に又將來に對してよりよき解決を爲すため靜思
の時期を興ふること。

に出づるものにして、階級制度當初の形式としては階級最初の段階に於て嚴正獨居を伴ふを原則となし嚴正獨居は實に該制度の重要な一要素であつた、而るに近時之に對して左記の如き批難を伴ひ獨居の時期は年を追ふて短縮せられ遂に一九二二年七月に至り内務大臣は試みに之を休止するの舉に出でた。

一、嚴正獨居の制度殊に長期に亘る獨居は心身に對し不良影響少なからざること。

二、人生の落伍者 life failures たる受刑者をして單獨に居房に靜思せしむるは彼をして徒らに氣六かしくし、且却て復讐的とならしむるものなること。

三、獨居に次ぐに雜居を以てする時は所謂獨居の主義を失ふに至ること。

而して休止後の報告は各れも満足にして所長は皆本計劃を贊し、紀律は等しく維持せられあるを報告し、醫官は肉体的精神的健康に於て著しく好影響を見たることを

業は殆んど其影を潜め、地方小刑務所の補充的作業として存するのみとなつた。

次に雜居労働時間の延長である。是は勢、職員を増員を必要とするのであるが、豫算の關係は到底之を容るゝ餘地がないので、取敢へず現在職員交代時間によつて調節を講じ、一面前述の受刑者信用制度擴張に由つて職員配置を減じ、以て此の目的の貫徹に努めてゐるのである。

作業施設に就いては、近代的なる工業組織を目標とし就中適當なる作業の種類並に工業設備の採用其他生産能率生産速度の増進に就き格別なる注意を拂ひ、昨年度は有能なる作業指導者の採用、新式器械の購入等の豫算を計上するなど作業状態の改善に腐心してゐた。尙一九二三年十二月には刑務所作業の根本的改造を目的とする作業調査委員會の任命（委員の種類は刑務監察官、行刑局技師、海軍省軍需局長、大藏省高等官等である）を見爾來工業的訓練の改良、作業収入の増加作業中央管理方

確認した。内務省は目下規定の必要なる改正に付考慮中だといふことである。

尙之と同時に懲役刑務所 convict prison の訪問委員註一、に對しても懲罰の方法として嚴正獨居を課する事は可及的に避くべき旨の通牒を發し今や嚴正獨居拘禁は Restraint の性質のものと認められ單に紀律維持の必要のみ使用するゝに過ぎざるに至つた。

註一、此訪問委員は係系の監督機關であつて毎月一回委員の内一名所屬刑務所を訪問し受刑者の請願を聴取し其觀察意見は之を帳簿に記入し若し直接中央監督官廳に報告するの機能がある尙重き懲罰に付ては大委員會に諮問することになつてゐる。

四、作業的施設の改善

作業振興の對策として、當局は官用主義の擴張、雜居労働時間の延長、工業組織の改善等に力を致してゐる。數年來漸次官用主義の擴張を試み、一作年は大藏大臣から各省に通牒を發し、之が徹底を計りたる爲今や請負作

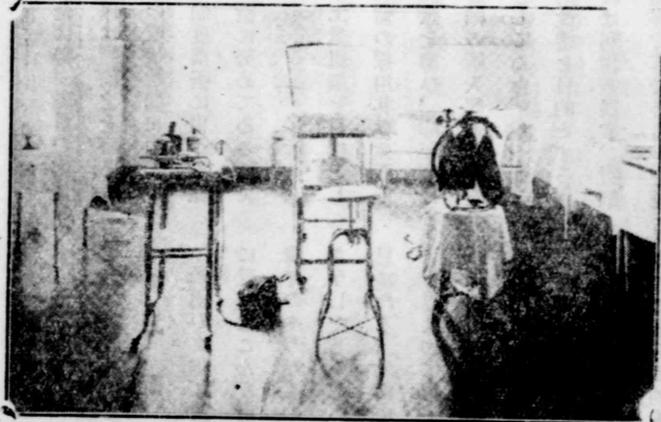
法の改善等に就き、討論を重ねつゝあつたが、未だ報告書を完成する迄に達して居らぬ。

第二 亞米利加

一、概 觀

米國の文化に對して世間東角の批評もあるが、私は之に就てはこんな考がある。……米國は人間に見れば青年のやうなもので、比較的新しく興つた國であるだけさうした若々しい美點と同時に缺點とを兼有するものと思はれる。米國に於ける刑事設備も此の意味に於て見るゝ異はつて行くのであるから、昨年見た所を以て現在の米國の施設を説明する根據となす譯に行かず、又同じく現在でも州に由つて立法を異にするので一概に論じ去る譯に行かぬのである。例はカウンティ、ゼール（郡刑務所）の如き、州によつては犯人の分類さへろく／＼やつて居らぬ所もあり、又刑の種類に就ても、未だに答刑を存置して居る所もある様な始末である、併し大休か

ら云ふと、吾人の取つて範とすべきものばかりではないので
ある。先づ刑務所關係から云ふと
由來アメリカは刑務所改良の先驅
たる名譽を擔ふべき國である。即
ちペンシルベニヤ州は獨房制度の
搖籃であり、ニューヨーク州は沈
黙制度（工場其他で他人と雜居の
場合、相互の交談を禁止する制
度）發祥の地であるが如き正しく
其の適例であるが、此の兩制度が
夙に歐州に輸入せられて、刑務所
改良の導火線となり、歐州今日の
刑務所制度が建設せられたのであ
る。然るに歐州が米國を模範とし
て刑務所改良に腐心しつゝある間
に、米人は早くも此の兩制度の弊
害を認めて、よりよき制度の立案に苦心し、其成案に由



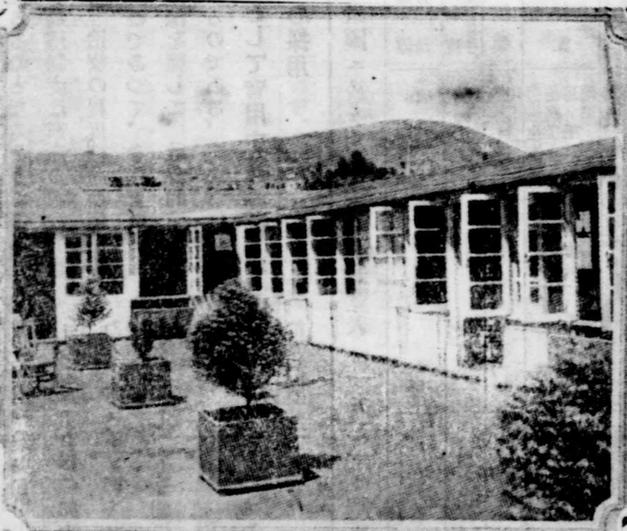
ホリカニルヤ州ホサル刑務所手術室

此制度は、新受刑者をば總て一應交換刑務所に集禁し、

二、交換刑務所制度 (System of the Clearing House)

居反省に由らず、一に活動に由つて其の改悔を期するにあるのである。換言すれば協同の動作、協同の生活、協同の作業、協同の運動等に於ける價値を見出した譯である。それが遂に發達して、最近彼等は刑務所の地位を刑罰執行の場所たらしめずして、教育的訓練の場所たらしむるまで、開放すべく努力しつゝあるのである。此の新らしき刑務所改良運動中で、特に吾人の注意を惹くものは左の如くである。

刑務所長、刑務所警官が精密に受刑者の經歷、職業、技能、健康状態を調査し、且つ心理的考察（有名なるピネーシモン）の方法に依るもの多し）を爲し、之に基きて各受刑者の分類を定めたる上、其の屬する所の刑務所に移送するのであるが、ニューヨーク州に於てはシンシン刑務所を、ニューヨーク市に於てはブラツクウェル島の刑務所に此受刑者を交換刑務所に充て、居るのである



ホリカニルヤ州サンフランシスコ刑務所肺病治療室

三、衛生醫療の設備改善

の有名なるシンシン刑務所は全然此の意味を以て建設されつゝある。私は將來世界の行刑政策は必ずや此の進路を取つて行くやうにならうと考へてゐる。
私の見たニューヨーク州やイリノイズ州やカリフォルニア州の刑務所に於ける衛生設備の整頓せることは、實に驚くばかりであつて、其の手術室エツクス光線室

出發點であるのであつて、此等性格を同一にする受刑者

結核病室等は、第一流の病院に比するも敢て遜色なく、

ノリスダコタ	官司作業	襪糸、絹具、煉瓦 農業（農場九百九十エカー）	一般市場及自治團體 一九二一年襪糸ノ生産高三百萬ポンドニシテ此ノ 收益ノミヲ以テ刑務所全支出ヲ償フニ足ル
ヲハイナ	州用主義		
ヲクラホマ	官司作業	煉瓦、襪糸 靴、被服、ブリキ細工、漆、マツト 荷車、自動車ノ番號札、農業 亞麻群（約五十人ノ受刑者從事ス） 煉瓦（夏期ニ於テノミ） 農業（四百エーカーノ農場ニ於テ約 二十人ノ受刑者從事）	一般市場 刑務所及自治團體 自給車番號札ハ州ノ道路局へ供給
ノレゴン	全		一般市場
ハンシルバニア	州用主義	靴、メリヤス、自動車ノタツグ	一般ニ受刑者ハ怠慢ナリ、而シテ本州刑務所ニ於 テハ總收容者ノ四分ノ三就業セルニ過ギズ、但シ テ大附屬農場ヲ有スル西部刑務所建設中ナリ。
ロードアイランド	官司作業	襪衣、印刷、被服、農業	襪衣ハ一般市場、農産物ハ公共營造物 本州刑務所ハ刑務所職員ノ俸給費ヲ除イテハ自給 自足ナリ
サウスカロリナ	全	農業（主要作業）椅子	
サウスダコタ	全	襪糸	一般市場
テンネシー	受負作業	石炭、山林（州有ノ炭坑山林ハ 囚人ノ作業ヲ委ス）	總收入ハ刑務所經費ヲ償フ
テキサス	官司作業	農業（主要産物ハ棉花）	十一個所ノ農場アリ
ユタ		Hair goods （但シ任意）及農業	農産物ハ時々市場へ販賣ス

マサチニセツツ	官司作業	アルミニウム製品（六四種）襪具、 刷毛、（一四種）被服、靴（一六種） 器具、旗、電氣鍍金細工	州政府、郡及大小都市ノ職員、湯製品ハ 一般市場
ミシガン	全	襪糸、襪標、家具、罐類、瓦、土 管、器械、木工、馬具、靴、裁縫	州及公共營造物並ニ一般市場
ミネソタ	全	襪糸、農具、農業	一般市場 ステイルワター州立刑務所ニ於テハ最近賣上 高五萬弗以上アリ純益五十九萬四千弗收容者 業當リ五三八弗三六收容者實與金十八萬八千弗作 業經營ニ於テ合家國中最優勢ノ刑務所ナリ
ミシシッピ	全	農業ニ限ラル（主要産物ハ棉花）	一般市場 一九一九年ニ終レル二年度ノ純益合計ハ百三十萬 九千四百五十五弗ナリ
ミソリー	全	被服、靴、簪、皮革屑布製品	州自治團體並ニ一般市場
モンタナ	調査資料ナシ	全	全
ネブラスカ	官司作業	農業、牧畜、道路建設、纖維工業	一般市場及自治團體
ネバダ	全	牧畜、農業	専ラ刑務所自用品ヲ生産ス
ニュウハンプシア	受負作業	調査資料ナシ	全
ニュウヂャシー	官司作業 （州用主義）	印刷、製靴、被服、家具、ブリキ細 工、鐵器、農業	一般市場ニ販賣セズ
ニュウメキシコ	官司作業	○瓦及石灰製造	一般市場 一九一九年ニ於ケル生産高五萬二千弗 以上ノ見込ミ
ニューヨーク	最發達セル 州用主義		數年前ニ於テハ州公共營造物ニ於テ毎年費消スル 支給品三千萬弗ニ對シ刑務所ヨリハ百萬弗ニ相當 スル物品ヲ支給シ得タルニ止マリ現在ニ於テモ其 歩合甚ダ少シ刑務所調査委員ハ本州刑務所ノ工費設 備及釋放後職業ト關係並ニ需要ト關係ニ付詳 細ナル調査報告ヲナシ州ハ之ヲ採用スル事ニ決 ス
ノリスカロリナ	調査資料ナシ	全	全

合衆國政府	ワイヲニング	ウイスコンシン	西バーヂニア	ワシントン	バーヂニア	バーモンド
官司作業	受負作業	官司作業 受負作業	全	全	官司作業	受負作業 官司作業
前記各州刑務所と同様ノ作業ヲ經營ス最近ブツク製造(最新式ノ織物機械ヲ設備シ五百人ノ受刑者ヲ使役ス)	襯衣(州立刑務所唯一ノ作業)	農業(パタ、チー)自動車ノ特許ヲ 靴、織糸 メリヤス	襯衣、靴、洗滌器、鍋、箒	麻(主トシテ麥粉袋) 被服、靴	被服、木工、印刷 靴(計畫中)	靴 農業及道路工事
選信省海軍省陸軍省船舶局 通常生産高ハ四、五〇〇、〇〇〇ヤードニシテ就業者ニハ賞與金ヲ支給シ一九二一年八月ニ於ケル賞與金ハ二一四八弗一三ナリ	一般市場	刑務所及自治團體並ニ一般市場 燃糸作業ノ收益ニテ州立刑務所ハ自給自足ナリ メリヤス工ハ過剩者ニ對シテ科ス	州ハ靴製品ニ付キ個數賃金ヲ契約ス 收容者ノ約半數ハ農業ニ使役ス 州及自治團體	麻ハ私設會社及ビ印度製品ト競走シテ市場へ賣出ス被服靴ハ受刑者用		

犯罪の社會學的考察

淺野 研 眞

小引

古典學派から實證學派への犯罪學的發展推移は、今や犯罪の科學的研究に於て、その社會的及び經濟的原因の探究に努むるに至つた。而して其の結果として、新しき刑事政策が提唱さるゝに至つた。如何なる時代に於ても、反社會的行爲は、廣義に於ける犯罪であらねばならぬ。私の此の小文は要するに其等に關することを概説せるものたるに過ぎない。

一、犯罪の性質

犯罪(Crime, Verbrechen)とは、國家の法律に對する違反行爲である。其は行爲其ものの質と量、並びに又法律の如何によつて變化するものである。

初期の社會に於ては、自然的正義が行はれ、各人が其

の仲間との間着を自身で決定してゐた時代には、法律上の意義に於ける犯罪は、未だ知られて居なかつた。殘忍暴虐、野獸性などは存在して居たけれども、社會の判斷が之れを成文法を以て然かく宣告せざる限り、未だ犯罪とはならなかつた。社會が或る行爲を犯罪と認むるに至つた後に於ても、かゝり合つた人に對してのみ犯罪であつて社會一般に對しては左様ではなかつた。然るに今や總ての犯罪行爲は、社會に對して然りと解せられるのである。社會學的意義に於ては社會に對する重大なる違反行爲は假令法律が未だ之れを犯罪と認めないとしても、社會的犯罪たるであらう。

二、犯罪原因の分類

犯罪を生ぜしむべく働くところの影響に従つて排列するならば、恐らく、犯罪の原因の最も簡單にして尙且つ都合よく包括された分類は、ヘンダーソン教授によつて提案されてゐる。(註)其れを吾々は思ひ切つて次の如く要約するであらふ。

一、外界的原因

イ、氣候ロ、季節ハ、天候の變化

二、社會狀態

イ、婚姻關係ロ、社會的地位ハ、人口の密度ニ、習慣ホ、經濟狀態ヘ、食物と飢餓ト、信仰チ、實業教育の缺如リ、政治的要因ヲ、悪い結社と悪い暗示ヲ、私刑 (Lynchings) ヲ、移住カ、黒人的要因

三、個人の肉体的及び精神的性質

イ、性ロ、年齢ハ、教育ホ、職業ヘ、酒精中毒ト、遺傳及び個別的風賦

フエリによれば、犯罪原因は次の如き三種である。(註二)

一、人類學的 (Anthropological)

二、地球的 (Teluric)

三、社會的 (Social)

(註一) Henderson, D-dependents, Defectives and Delinquents 1901, pp. 238-243.

(註二) Ferris, The Positive School of Criminology, p. 59

—74—

三、犯罪の個人的原因

犯罪の原因の主要なるもの、中に個人の遺傳的特質を認めることが出來やう。その體質、即ち頭蓋、腦髓、諸生活機關及び感受性等が、犯罪行為を惹き起すが如き性質のものである。殊に犯罪人の心的構成はその知識と感情の異常なる事に於て認められるであらう。道德意識は屢々鈍く且つ不完全である。道德性の缺乏は必ずしも犯罪行為を請合ふものではないが、然し個人に犯罪への傾向を持たしむるものである。遺傳的缺點に基く犯罪は、虚弱性と惡徳性との結合である。

惡習慣も、亦常態的行動を次第に毀ち、次で犯罪行為に至らしむるものである。また、麻醉劑、酒、藥品などの使用は意志力を弱め且つ道德性を毀ち、以て犯罪へと導くものである。怒を撞にすれば、屢々自制力を失ひ、犯罪行為への道を選ぶことがある。

四、犯罪に對する自然力の影響

犯罪の原因には個人的特性から生ずるもの、外に自然力から起る幾多の影響がある。而して其の中の主要なるものに、氣候狀態がある。蓋し犯罪は氣候の變化即ち極熱及び極寒と共に變化するものであるからである。人體に對する犯罪は熱き氣候に多く、財産に對する犯罪は寒氣候即ち冬期に多い。

日中と夜間との長短の割も、犯罪の性質を定むるに力あるものである。其他、風雨等の氣象上の變動も人間の神經及び精神狀態に影響して、犯罪に導くものである。

五、犯罪の社會的原因

社會狀態は、犯罪行為に關する所が多い。性核の弱き

人は、その社會環境が正しかつたならば、犯罪行為には出でないであらう。他方、強い性格の人は、悪い社會的又は自然的事情には、影響されずに居るであらう。

大都市に於ける人口の稠密は、惡しき社會狀態に至らしめ犯罪行為に強く近寄らしめる。

孤獨生活も亦反對な具合で、犯罪に至らしむるのである。常態社會なるものは總ての社會的便宜と適當の社會規制とを許すべく充分に稠密なる社會が此れである。

社會の道德狀態は犯されたる犯罪の高と非常なる關係を有す。その標準が高くして且つ輿論が犯罪に對して嚴肅であるところは、標準が低く且つ輿論が之に向けられないところよりも犯罪が少ないのである。同様に又、法律は社會の犯罪狀態が敢て加はると云ふことなくして、而かも表面上犯罪の高を増すことがある。(註一)斯く犯罪は常に増加する如く見ゆるが、其は禁止の法律の實施によるものである。然し増加すると見ゆることは、新しくして普及されてゐない法律に對する人民の反動に起因す

るのみであることが往々にしてある。其他、警察、司法組織などからしても、亦之と同様のことがある。その地方の習慣及び宗教、職業の性質なども、財政及び經濟狀態と同様に犯罪の増減に非常な關係があるものである。特に經濟的原因は、致命的なものである。所謂「貧の盜み」の如きに就いては大いに考ふべきものがあらう。

(註三)

(註二) 老子の『法令滋彰、盜賊多有』の如き言は斯かる事情を指摘したものであらう。尙ほ吾人は『反社會的の爲』としての廣義の犯罪現象は、決して絶滅しないものと考へざるを得ない。所謂石川五右工門の名によつて人口に膾炙せる『永久に盜人は絶えない』と云ふ思想は經濟的以外に、精神的に見て、犯罪現象の不滅性を認めねばならぬと思ふ。

(註一) 此の點に就いては、實證派は大いに社會政策の徹底を期するのである。我國中世の思想家たる兼好法師は、その名著『徒然草』に於て既に次の如き言を爲してゐる。曰く『親のため、妻子のためには、恥をも忘れて盜をもしつべき事なり。されば盜人をいましめ、僻事をのみ罪せんよりは、人の飢へず、寒からぬやうに、世をば行はまほしきなり。人恒の産

なきときは儲のみなし。人ははまりて盜す。世治らずして凍餓の苦しみあらば料の者絶ゆべからず。人を苦しめ、法を犯さしめて、夫を罪なはんこと、不便のわざなり。扱、如何にして人をめぐむべきかとならば、上の奢り費すところをやめ、民を強て、産をすゝめなば、下に利あらんこと疑あるべからず。』(云云(百四十二段)。農をすゝめよと云ふ點に注意のこと。

六、犯罪の分類

スチーフエン(Stephen)は犯罪を分類して次の如くにした。(註)『(一) 公的秩序を攻撃するもの、(二) 公的權威を犯すもの、(三) 公衆一般に害ある行爲、(四) 個人の身体若しくは其の人に關する權利の上に加へたる攻撃(五) 個人の財産若しくは之に關する權利並びに財産權に類するものに加へたる攻撃。』或は一層之を通俗的に云へば、政治的犯罪、政治的ならざる公的犯罪(私刑、暴徒など)、人身に及ぼす犯罪、人の財産に對する犯罪、これである。

(註) Stephen, History of Criminal Law in England.

七、犯罪人の分類

犯罪學者は犯罪人の定型を發見するに久しく苦心研究して來た。而かも未だ以て、本質的に犯罪人であるところの普通の定型を説くに成功して居ない。然し其の研究は、犯罪人は欠點又は特質の集合を有するものであつて此等が相合して犯罪が生ずるものであることを示したから、その勞は酬はられてゐる。

ダグデール博士(Dr. Dugdale)は彼の觀察した範圍内の犯罪人をば次の如く分類した(註一)(一) 本質的に犯罪人たるに非ず只事情の爲に法を犯したる者(二) 虚榮、放縱、並びに悪性婦人の影響よりして犯せる初犯者、(三) 悪い仲間の爲めに犯せる初犯者、(四) 低度の活力の犯人にして、悪い境遇の下に生れ、注意の足らぬ所よりして此の中に推し入れられし者、(五) 不攝生、惡徳、及び犯罪人なる親から生れ出でたる私生兒にして、親が之を犯罪の生活にまで養ひ上げたところのもの、(六) 犯罪を正當なる職業として獎勵するもの、(七) 實際の仕事より

退き、犯罪資本家となる犯罪者、(八) 犯罪の惡徳を勸誘し之れが教唆者となる人、(九) 癲病、狂氣、倒逆せる心意よりしての犯罪者、(十) 精神病にして、己を制する能はずして犯罪をなすもの。

またヘンダーソンは、犯罪人を次の如くに分類してゐる。(註二)

- 一、偶發的 (accidental) 二、奇矯的 (eccentric)
- 三、發狂的 (insane) 四、道徳的痴鈍者 (moral imbecile) 五、本能的 (instinctive) 六、後天的犯罪人 (criminals by acquired habit) 七、激情性犯罪人 (criminals by passion) 八、偶然犯罪人 (criminals by occasion)

またエリスは次の如き分類をなしてゐる(註三)。

- 一、政治的 (political) 二、激情性 (by passion)
 - 三、發狂的 (insane) 四、本能的 (instinctive) 五、偶然的 (occasional) 六、習慣的 (habitual)
- ドレームスの分類法は極めて簡單であつた、次の如

くである(註四)

- 一、本能的 (instinctive) 二、習慣的 (habitual)
 - 三、單純犯罪人 (single offender)
- またブラックマール及びギリンによれば、次の如き分類法が試みられてゐる。(註五)

- 一、政治犯 (political)
- 二、偶然的 (occasional)
 - イ、偶然的 (accidental) 〃 奇矯的 (eccentric)
 - ク、激情性 (by passion) 〃 單純犯罪人 (single offender)
 - 三、自然的 (natural)

- イ、道德的痴鈍者 (moral imbecile)
- ロ、發狂的 (insane) 〃 氣の弱き (feeble-minded)
- ハ、癲癇的 (epileptic)
- 四、習慣的

- イ、自然的犯罪人 (natural criminal) 〃 後天的犯罪人 (criminal by acquired habit)

尙ほフェリに依れば次の如き五つの定型があり其は

- 彼自身の言によれば『今日異議なく犯罪人類學者によつて採用されてゐるところのものである。(註六)
- 生來犯人 (born criminal) 狂氣犯人 (in ane criminal) 常習犯人 (habitual criminal) 偶然犯人 (occasional criminal) 激情犯人 (passionate criminal)

- (註一) The Jukes, pp. 110—111.
- (註二) Henderson, Dependents, Defectives and Delinquents, 1901, pp. 219—224.
- (註三) Ellis, The Criminal, 4th ed., Chap. I.
- (註四) Darwin, The Criminal, Chap. III.
- (註五) Buckner and Gillin, Outlines of Sociology, 1920, p. 41.
- (註六) Ferr, The Positive School of Criminology, I, 87—90.

ハ、犯罪に對する刑罰

昔は犯罪に對する刑罰(Punishment, Strafe)は常に

場に立つ御替として、今や刑罰は其の意義を薄め來つたのである。

九、犯罪人の改善

復讐の念を以つて行はれた。近世社會のより啓蒙された状態の下に於ては、刑罰の目的は明かに(一)社會の防衛、(二)犯罪の防止、(三)犯罪人の改善、として限定された。刑罰の全目的は、社會状態を改善するにある。此刑罰を行ふところの諸種の方法が定められて來た。即ち次の如きものが其れである。

- 一、死刑 (Todesstrafe) 二、体刑 (Leibesstrafe)
- 三、自由刑 (Freiheitsstrafe) 四、名譽刑 (Ehrenstrafe) 五、財産刑 (Vermögensstrafe)

吾々の思想の中には舊式の報復主義が生き残つてゐるが、個人の行爲を正しくし、且つ犯罪を防壓すること其自体が、今日では、刑法の目的の最も重要な部分と考へられてゐるのである。(註)

(註) 菊池寛氏の作『ある抗議書』は、司法大臣に對して、兄弟姉を殺された人が認めた抗議書の形を取つてゐて、被害者の肉身者の盡きせぬ報復の情を決へ、加害者を極度に苦しめるべき刑罰を要求してゐるものである。然し感情中心主義の立

犯罪人の改善は刑務所管理の諸種の方法の適用によつて行はるのである。第一には既知の最も正確な方法による身体及び精神の両面の注意深き研究が、その固有の分類で犯罪人に就て爲されねばならぬ。強硬な且つ望みなき犯罪人は、初犯者から隔離せねばならぬ。溫和な犯罪者には職業教育を施すべきである。少年犯罪者は感化院に入れ、強硬な犯罪者は懲治監に入れるべきである。又相當の産業的勞働を授け、以て獨立生活の準備たるを得せしむべきである。また高等教育をも授けしめねばならぬ。また道德的及び宗教的訓練の機會も與へらるべきである。刑務所に於ては、その凡ての在所者を注意深く分類し相互に助け合ふであらうところの者には仲間になることを許すのである(註)。

最高の改良方法の一つは、不定刑の宣告である。此れ受

刑者をして刑罰の下に改善するに効がある。即ち其期間を云はず、最短より最長の間に互つて服刑せしめ、中途改悔の證あれば、之れを放つが如きである。又パロールがある。此の組織では、犯罪者は早くから出獄するを許され、其後一定の期間は時々來つて其の行動を報ずるものである。(假出獄の行き方が此れである)。

又少年裁判所なるものが最近出來て來たのであるが此れは十六歳以下の少年が罪を犯したる時には刑務所には入れずして、此處に呼び寄せ、之を戒め、或る期間内その行動を報告せしむるのである。

(註) 刑務所内に於ける雜居房制度と獨居房制度とは適宜に運用さるべきである。即ちアリストテレスの云つた『人は社交的動物なり』と云ふ真理を忘却するが危険であると共に、刑務所として『犯罪大學』又は『犯罪初等學校』(D. O. Elementarschule des Vorbrechens) ならしめてもらふ。

九、犯罪の防歴

扱て、犯罪の防歴は、貧民階級の家庭及び借部屋の状態の改善、無料の幼稚園の設置、實業教育の發展などが

ら着手すべきである。また刑務所を改善し、之れをして眞に改善の場所たらしめねばならない。

然し最良のことは、人をして獨立の人たらしむべく教育し之を斯かる制度の厄介にならない様にせしむることである。

(附) 参考文献小録

- Tarde, *La Philosophie Pénale.* (英譯あり)
- , *La Criminalité Comparée.*
- Bernardo de Quintos, *Modern Theories of Criminality.* (西語より、英譯あり)
- Lombroso, *Cr. me. Its Causes and Remedies.* (伊語より、英譯あり)
- Guastal, *Aschaffenburg, Crime and its Repression.* (獨語より)
- Bonger, *Criminalité et les Conditions Economiques.* (英譯あり)
- Qu Thernot, *Le Mien Criminal.*

- William Hooley, *Ind. and Delinquent.*
- Godard, *Juvenile Delinquency.*
- George Iven, *A History of Penal Method.*
- J. Maxwell, *Le Concept Social du Crime, son Evolution.*
- Féré, *Dégénérescence et Criminalité.*
- Smith, *Social Pathology.*
- Landry, *La Responsabilité pénale.*
- Lombroso, *Le Crime Politique et les Révolutions.*
- , *La Femme Criminelle et la Prostitution.* (英抄あり)
- Preal, *La Criminalité Politique.* (英譯あり)
- Sighele, *La Foule Criminelle.*
- Corse *L'éthnographie Criminelle*
- Mc Connell, *Criminal Responsibility and Social Constraint.*
- H. Ellis, *The Criminal.*
- Parnaleo, *Criminology, 1920.*
- A. Macdonald, *Criminology.*
- E. Ferri, *Criminal Sociology.* (英譯あり)

- , *The Positive School of Criminology.* (英譯あり)
- Parnaleo, *Anthropology and Sociology in Relation to Criminal Procedure.*
- Blackmar, *Elements of Sociology.*
- Blackmar and Gillin, *Outlines of Sociology.*
- Edwood, *Sociology and Modern Social Problem.*
- 山岡萬之助博士『刑事政策學』(大正三年)
- 勝水淳行氏『犯罪社會學』(大正十一年)
- 拙譯『フェリ氏實證派犯罪學』(『日本法政新誌』大正十三年五月八、九、十、十一、十二月號連載)
- 拙譯『フェリと犯罪社會學』(『宇宙』大正十四年三月號所載)
- 全『フェリの實證派犯罪學』(『中央法律新報』大正十二年四月一日號所載)
- 全『犯罪社會學的一問題』(『中央法律新報』大正十一年十二月十五日號所載)
- 全『犯罪と刑罰及び監獄』(『中央法律新報』大正十一年八月一日號所載)

英國行刑事情

最近公にせられた大英國の刑務委員(Commission on Prisons)の報告に次の一節がある。

『受刑者一般に髭剃り(Shaving)が這度許可されたのである。此の事は自尊心を増すものだといはれてゐる。管理上の困難があるので未だ毎日行はれるには至らない。然しながら少くとも一週二回或は三回は自分で剃るか又は剃つてもらふのである。』

また願によつては自分用の剃刀及びブラシを差入れてもらうことも許可されてゐる。但剃刀は安全剃刀に限つて許される。

教誨の祈禱(Chapel service)に重要な變更が施されたことが報告されてゐる。以前には祈禱に際しては職員(Officers)又は受刑者に面した一段高い處に席を占めたのであるが、今度此の定規が改められて彼等は教誨室

の左右の側及び後に席を占むることになつたのである。その結果は祈禱が一層眞摯なものとなり聲の調子が普通の寺院のそれに一層近いものとなつたといふことである。』

(Prison Journal, January, 1925.)

勞農ロシヤの新しい行刑制度

(New Prison System in Soviet Russia)

先頃ソビエットの制度の下に在る産業上、政治上、社會上の状態を研究する爲にロシヤへ行つた英國の勞働黨の委員は今回歸朝して三百頁に余る報告書を發表してゐるが、之に因つて見ると、ロシヤの新しい行刑制度ではその基礎となつてゐる原則は、受刑者を教化するのであつ

て處罰するのではないのである。受刑者は己の職業に於て働かしめられるのである。而してユニオン、トレード(勞働組合)で定めた率によつて賃金が與へらるゝのである。若し受刑者が勞働を拒む場合には、獨房に拘禁せられ何等の勞働を與へられないのである。大抵の場合には之で勞働嫌ひが治癒せらるゝとのことである。政事犯についてははかゝる特權は與へられないが、雜居は許されてゐる。

政事犯人の場合には看護書籍は嚴重な檢閲を経るのである。プリズン中には何等宗教上の動行はないのである。尙ほ此の報告はベイス、コントロール(産兒制限)についての勞農政府の態度について述べてゐるが、勞農治下にある女性に子を有つてはならない十分な証憑を醫務局に提出すれば國立病院の相當權限のあるものから墮胎の許可を得ることが出来るのである。

The Times Weekly, March 5, 1925.

はなしのたね

- ◆……四國三津濱町では或る日の眞晝間村の縁日に寺の境内で忽那庄三郎といふ按摩の夫婦が酒を汲み
- ◆……三角池の堤防に出て花の下に酔ひ痴れて唄へや飲めやで狂うてゐると
- ◆……女房きくは足許がふらついて一丈餘りの堤から池の中へ轉がり落ちた。
- ◆……亭主の按摩はそれでも氣附かず、ア、コリヤ、附近の人が助けて濡た身體を運んで來ると、
- ◆……抱きついた亭主の按摩「女房眼が開いたか」まだ酔が醒めず澤市を遊で行つた。

指紋の栞

中田 主税

當局指紋部を學究や觀察の爲めに來るる人には指紋の概要をお話して居ります。が別に上司の御指掌に依りまして此の項別記の様な指紋の栞を綴りました。

一、指紋法の創設

我國に犯罪人異同識別の爲め指紋法を實施せられたるは一九〇九年(明治四十二年三月)四月一日に始まり將に本年で十七年になります。

此の期間に指紋を押捺せしめて當局に蒐集しました員數は實に四十六萬五千五百七十一人の多きに達しました。

不用に歸した指紋は之を廢棄しまして現在保管中のものは四十五萬九千二百八十八人分あります。

指紋を押捺せしめらるゝものは禁錮以上の刑の執行を受くるものであります。が重要な場合には被疑者でも被告人でも指紋を採ります。

二、指紋の效用

指紋の重なる效用は犯罪人の前科事項を明確にして科刑上の参考とし又は裁判進行の一助ともなります。又一面には現場指紋に依つて犯罪捜査の用に供します。

三、指紋と其の分類

指紋とは(廣義には多様の説があり)指頭の隆線(紋)が規定の指紋原紙に印寫したるものを謂います。而して指紋は左の通り分類します。

- 大分類 中分類 小分類 摘 要
- 弓狀紋 弓狀紋(一) 1. 指頭隆線が弓狀ヲナスモノ、
- 蹄狀紋 蹄狀紋(二) 2. 指頭隆線が蹄狀ヲナスニテ其線が指頭ヨリ起リテ指頭ニテ指頭ニテ流ルモノ、
- 甲種蹄狀紋 甲種蹄狀紋(三) 3. 指頭隆線が蹄狀ヲナスニテ其線が指頭ヨリ起リテ指頭ニテ指頭ニテ流ルモノ、

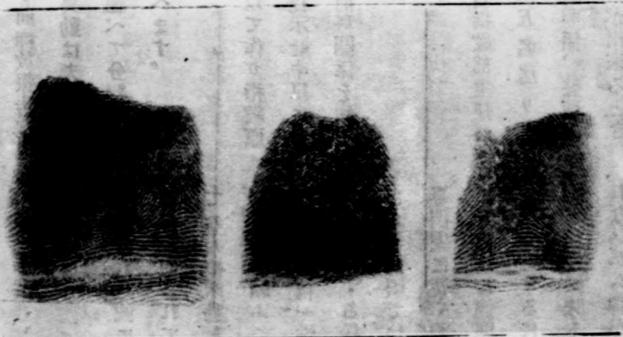
乙蹄狀紋 同シク小ハ側ヨリ起リテ小指側ニ流ルモノ、

たる價を數字順に番號を附したる一定の棚に排列します。

指紋の栞

蹄狀紋 蹄狀紋

- 3. 特定ノ隆線カ七本迄、
- 4. 同 十一本迄、
- 5. 同 十四本迄、
- 6. 同 十五本以上
- 7. 指頭隆線カ蹄狀ニシテ其線が指頭ヨリ起リテ指頭ニテ流ルモノ、
- 8. 同中部ニ會合スルモノ(中流蹄狀紋)
- 9. 同下部ニ流ルモノ(下流蹄狀紋)
- 0. 指頭隆線ニ負傷又ハ欠損ノ爲メ分類價ヲ附シ難キモノ、



蹄狀紋 蹄狀紋 弓狀紋

例(ば何野誰ニの指示が前級分類の甲種蹄狀紋(3)、中指が弓狀紋(1)、環指が中流蹄狀紋(8)、小指が乙種蹄狀紋隆線十五本以上(6)、拇指が同七本(3)なれば二萬一千八百六十七番なるを以て零番より九萬九千九百九十九番(分類番分格納)中より容易に之を索出します。

右手指紋の分類も左手の分類方法と同様で零番より九萬九千九百九十九番迄で副番號として扱ひます。而して指紋原紙には氏名族籍出生地年齢職業住所受刑事項等身上關係を登録します。

指紋原紙に印寫分類して右の様に表示せられたる數字は指紋の價と稱して之を左手の示指より中指環指小指拇指の順序に依つて得

四、指紋原紙登録事項の異動の追記

知覚診査に就て

河北生

一度指紋を押捺せられたる者が二度以上受刑すれば受刑追加報告、刑の加重や減刑を受ければ受刑事項異動報告、宣告刑の終了前に釋放すれば刑期終了前釋放報告、指紋押捺者が死亡すれば死亡報告、その他異動は夫れ々々刑務所から事山を報告します、報告には總べて分類番號を附記せしめて指紋原紙索出の便利に供へます。

五、氏名索引票

氏名索引票はカード式アイウエオ順を以て作り指紋原紙引出の補助作用を爲し或は別の指紋を提示せず單に名指人の氏名のみで指紋原紙を引出し其の前科關係を知る働きを致します。

六、指紋部の組織

指紋の事務を掌る役員として書記官一名指紋部主任の屬官一名部附の屬官三名常雇七名臨時雇が五名居ります、部は仕事の性質に依つて庶務、分類對照係、整理係に分けて居りますが減刑の様な大口の仕事が出来るときは構成を変更することがあります。

刑政六月號に江南生の精神健康診査に付ての訓令の内容が説明されてあつた、肉體と精神——精神物理體としての人の活動を豫定する私も素人であるが意見を述べて御教示を願ふことにする、江南生は『知覚』診査に付ては知覚の統一性及類化性を診査すれば其の人の知能の一片は判明する様書いてある、知覚の診査は種々な方法であらう此頃では立派な機械さへ出来て居る、斯る方法は専門家に暫く委して置き機械や多大の手数の方を要しない方法及び彼等に適應するものを選択したい。

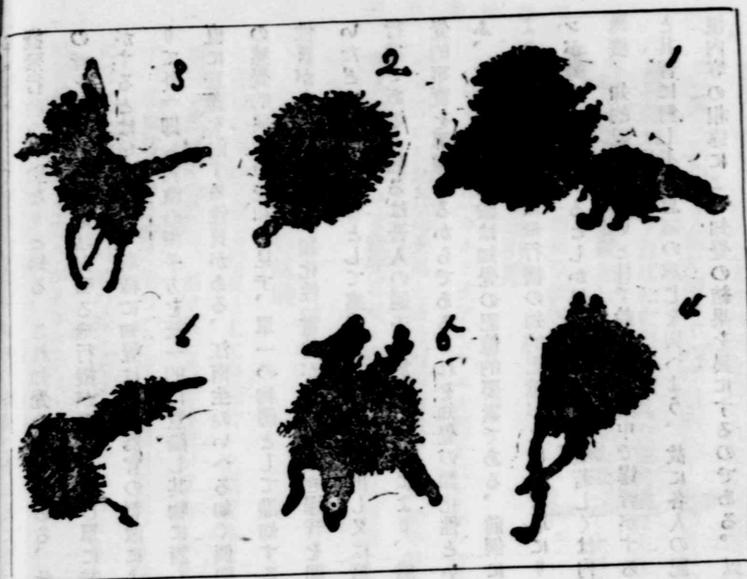
診査をするにしても知覚の概念を得て置かねば診査に際し何の興味も價值もなく診査の結果に付説明を與へられないから聊か説明する必要がある、『知覚の統一性』電鈴がチリン／＼と鳴る空中で爆音が聞へる時、吾人の

知覚診査に就いて

機飛行船の活動なりと知る、これ知覚の作用である、此の音を聞くや直に電話が鳴る飛行機が飛ぶといひ單に音がするとはいはない、斯様に知覚は感覺器官の刺激によりて外物即ち刺激の相手方を統一的に意識し其物に對し直に意義を附する性質がある、江南生のいへる如く個々の感覺的興奮の總和と見ず、單一の物體として識知する性質がある、『知覚の類化性』電鈴が鳴つたとき爆音を聞いたとき單に之を音として感ぜず、電話の呼出し又は飛行機であるとするは吾人の過去に於ける經驗により、感覺的事實を解釋するからであるこれを知覚の類化性といふ、故に過去の經驗は知覚の記憶的要素である、前例によりいへば電話又は飛行機の知的記憶がなければ單にリンが鳴る爆音がするとか思へない、又電氣若しくは内燃機、知的記憶がないと柱で鈴が鳴り空中で爆音がすると其音に對し不可思議の感じを與へよう、故に各人の記憶内容の相違により知覚の結果を異にするのである。以

念が最優勢なる時は從來の記憶を押し除けて其の優勢なる觀念を以て知覚を類化せんとする傾きがある、これは私共が刑務所で度々經驗する事實である、拘禁生活者は世間が狭い爲め内容を極度に削られた自我——セツクスの禁と衣食住の制限はある特定の優勢觀念を生ずることがある、此の觀念は各人記憶の内容の相違により知覚の結果を異にすると同一の結果を來す、これは私共の經驗である。

診査の方法——西洋紙の上にインキを一滴たらし其上に矢張り同じ西洋紙を置いてこれを壓すればインキの斑點は不規則なる種々の形のものゝ寫る、第一圖及第二圖はこの方法で作つたものである、勿論此の形には何の意味も意匠もないのが此の圖の特有である、然れども之を靜に觀察してゐると即ち知覚の統一性及類化性により種々の意義を有する形に見えて來る、知覚の類化は各人の記憶内容又は現在の觀念により其の結果を異にすると



中には兎のやうなもの雲のやうなもの馬のやうなもの山のやうなもの實に不規則な線で見方により種々なものが想像される、これを被験者に見せて各何と見るかを斑點の側へ自由に書かせる。
 先づ私から被験者になつて見る、第一圖の(1)は離れ島が破つたに海の方へ沈ぶんでゐる山には木が茂つて磯の方には木がない。(2)は木の葉又は軍扇若くは團扇。(3)は獅子の雄姿又は龍の頭若くは動物活躍する姿。(4)は耳が二つ揃ふて見へ足が二つ交又して胴がすくみ蝙蝠又は兎の飛躍せんとする姿。(5)は榮螺下方へ出てゐる三つの足は榮螺の角と相像して又は四つの足の内一つは向ふ側に隠れてゐるから獅子を後方から見た姿。(6)は瓢箪これは一番見易い。第二圖の方も同じ意味に解して行く、私の経験によると所謂知能の普通以下の人によりては第一圖の答案に對して漸く瓢箪の答へを辨き得るに止まると思ふ。或る刑務所の放火犯人にして



第 二 圖

賞表二個を有し行狀善良にして靜かにおとなしく社會相應の質があり、假出獄の問題が出たとき私は一件記録を見て此の人は普通以下の知能である、動もすると知能年齢は五、六歳であると思ふたから、此の方法で問題を課した處六個の中一つも答案し得ない、第一想像力がない第二に觀念聯合の働は全然ない(指導してやつても)第三に判斷力がない、そうした人が何故行狀善良で賞表二個まで貰ふたか、それは一少區域に限られ行動にして機械的に活動して居るに過ぎない、即ち彼に與ふる刺激が一定してゐる爲め簡單である、然るに之を一般社會に解放するときは境遇の變化よりして脱線するに違ひない、一見伶俐な様でも斯る觀察から行くと存外當てにならぬ者がある。

松本博士は統覺中(類化を統覺中に包含せしむ)感覺的印象を明かにするは主として注意(意識の焦點)の働きに基き、意味を附するは個人の價値の系統に依るといつて居る、尙注意の働きの系統は各人皆一様でない、

従つて同一刺激も各人により明晰分明の度を異にする其の意義亦同一でない、第一圖に於ける私の見方と諸氏とは必ず相違することと思ふ、対象の分明したものの例せば金色燦然たる佛像がありとする其の感覺的印象は各人皆同一であつても、意義を附するに當り佛の信者は非常に有難い敬虔の感を得べく、又或る人は金銭的價値を附し、

少年犯罪者を取扱ふて

奈良北林大壽

近時世人の注意を惹きつゝある少年犯罪者を如何に處遇して彼等を改善せしむるか云ふ事は社會政策及び刑事政策上重大な事で又非常に困難な事であります。此の問題がうまく解決されるならば刑事政策の目的の大半は達せられたと云ふて過言ではない。當刑務所(奈良)は少

年受刑者のみならず各種の受刑者を收容して居り従て特
に少年受刑者のみに就て研究してみた事も無いが、保健
技師として平素少年受刑者を取扱ひて感じてゐる事を述
べて、先輩各位の御指教を得たいと思ひます。
昨大正十三年少年新受刑者中入所時に私の診断せるも
のは次の表の二十七名にして如何に彼等が精神發育上に

缺陷のあるものが多いかと云ふ事が知り得る。

番號	檢査	年齢	就學程度	智能年齢	智能指數	體格	罪狀	刑期	數犯	備考
13		16年11月	卒	10.5月	85	乙	贓	1-4年	1	魯鈍
12		16年7月	卒	10月	75	甲	贓	1-4年	1	魯鈍
11		17年11月	卒	13年1月	93	甲	喝恐	1-3年	1	魯鈍
10		17年8月	卒	12年	86	甲	傷害	1-5年	1	同
9		15年11月	修了5	11年6月	71	甲	盜	1-4年	1	精神狀態普通
8		15年8月	修了1	10年6月	82	甲	盜	1-4年	1	魯鈍
7		15年3月	修了3	9年4.5月	67	丙	盜	1-4年	1	智力普通ナルモ道德的觀念不良、十五歳ヨリ女色ヲ覺 エ犯罪ニ對シ快味ヲ存スルモノ
6		14年11月	修了1	8年10月	56	丙	盜	1-3年	1	父ハ大酒家、本人魯鈍小兒型、玩具、靴、洋服等ヲ購 求セン爲犯罪ス
5		14年9月	修了5	7年6月	89	乙	盜	1-4年	1	魯鈍且情周圍ニ人ナキ機會アラバ平常必要ヲ感ゼザル モノニテモ盜ミ度ナル
4		14年8月	修了3	9年10月	70	丙	盜	1-4年	1	智力普通仕事ヲ能ヒ尚盜ニ對シ快味ヲ覺エ刑事ニ捕ヘ ラルレバ改心セント思フモ二三日ニテ忘却スト
3		14年6月	修了1	13年2月	93	甲	強盜	3-7年	1	魯鈍何レニ奉公スルモ五六日ヨリ機カズ強盜ヲ犯罪視 セズ犯罪後モ何等悔ムル念ナシ
2		13年10月	高	10年1月	72	甲	強盜	1-4年	1	魯鈍、時々朦朧狀態トナリ家出徘徊スル發作アリ
1		10年1月	學不	10年1月	72	甲	盜	1-4年	1	智力普通不良少年團副團長

少年犯罪者を収取す

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
17年5月	17年11月	17年2月	16年1月	17年10月	16年11月	16年8月	16年1月	15年10月	16年1月	17年4月	17年3月	17年9月	16年11月
修了 中學1	修了 尋5	卒尋	修了 尋1	修了 尋1	卒高 業等	修了 尋3	修了 尋4	修了 尋3	修了 尋3	修了 尋4	修了 尋4	學不 就	卒尋
10年 11.5月	8年 10月	10年 9.5月	10年 4.5月	12年 0.5月	12年 6月	10年 2.5月	12年 10月	10年 4月	9年 6月	9年 11月	9年 1月	7年 9月	13年
78	64	77	74	86	86	73	92	74	68	71	65	56	93
甲	乙	乙	丙	甲	乙	乙	丙	丙	丙	乙	乙	甲	乙
収許 受物喝	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃	盜窃
15— 3年	2— 4年	1— 3年	1.5— 3年	1— 3年	1.5— 4年	1.5— 4年	1.5— 4年	1.5— 4年	1.5— 4年	2— 4年	2— 4年	1.5— 3年	1— 3年
1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
精神狀態普通、生來性吃アリ	魯鈍、父ハ大酒家	智力普通	魯鈍、身體發育モ不良ニシテ小兒型	精神狀態普通	智力普通、父ハ大酒家ニシテ變質者、他ニ精神病及白痴ノ傳ハ保アリ	魯鈍、父母共ニ大酒家	感情變質性ナリ、幼時ヨリ「スリ」生活ヲナス	智力普通、ヒステリー性格、空想ニ耽リ易ク多淚質、	病ノ潜伏狀態ノ疑アルモノ	魯鈍、身體發育不良、自分ニ必要ナラザルモノモ周圍ニ人ナキ時ハ盜ミタクテタマラナイト云フ	魯鈍	魯鈍	智力普通仕事ヲ嫌ヒ怠惰

少年犯罪者を収取す

準天才又ハ 天才	最上智	上等智	普通智	下等智	愚鈍	モロン	痴愚	白痴
Near Genius or Genius	Very Superior Intelligence	Superior Intelligence	Normal Intelligence	Dullness	Idiotism - idiocy	Moron	Imbecillie	Idiot
1	1	1	4	6	10	7	1	1
1	1	1	4	6	10	7	1	1
1	1	1	4	6	10	7	1	1
1	1	1	4	6	10	7	1	1

以上の診断の際智能検査には久保氏法を用ひ、精神年齢は十四才を極限として智能指数を出して居る「ビネー」氏法にせよ、「ヤーキスブリツチス」氏法にせよ、久保氏法にせよ、元來が兒童の検査を主目的とせるもので種々の不便もあるが、大約彼等が如何なる程度の智能をもつてゐるか云ふ事が分る。「テルマン」氏分類により智能指数を以て分類すれば左の如くである。

これによれば検査人員二ト七名中普通の智能の所有者は僅かに四名にして、下等六名、愚鈍十名、モロン七名

を數へ從來、専門家が不良少年の八割は精神薄弱者である、と稱へてゐるのと一致する。尙癲癩患者中間者と認むべき等ありて全く健全なる腦を有するものは極く少數である。少年處遇に就て先輩の人々の多くの所論を拜見するも、彼等が斯くの如き精神薄弱者であると云ふ事を前提とせるものが少い事を私は常に遺憾に思ふてゐる。釋放後特殊な技能もなく社會の生存競争場裡に出で然かも彼等が一人前の判斷力の自制心のない精神薄弱者なるを思ひ浮べる時に、其結果や想像に難くない。而して彼等の保護、彼等に對する行刑が、果して之等の點を十分考慮されて居るものであらうか。

以上述べた様に彼等の八割は精神薄弱者にして、其六割は到底普通者として共に教育する事の出来ない程度のものである。而して從來の行刑教育が果して此の點に何程の考慮を拂はれて居るか。近來一般社會には異常兒の特殊補助教育の必要を高唱され、己に劣等生教室の設置、

又は低能兒學校の設備漸次普及されつゝある際、獨り最も多くの此等精神薄弱者を收容教育せる刑務所の教育に、何等此點に注意されざるは實に遺憾に思ふ。

普通兒と精神薄弱者とを同一教室内にて同時に教育する事は兩者共に不幸にして、普通者は之が爲に進歩を害し倦怠を生ずるに至り、精神薄弱者は益々腦力の消耗を來す所以なれば、各々之等を分類し、之に適する教師を選定し、殊に低能者には特に特殊教育に興味を有し、經驗ある人を選定する必要がある。

尙斯くの如き種々の精神上缺陷のある少年の教育に多人数の集團教育を施すと云ふ事は、職員の注意が多人数の上に分散し、精神薄弱者の教育に最も必要なる個人教育に意を用ふる暇なく、教化に最も有害な機械的教育の弊に陥り、到底満足なる効果は得られない。從て教師一人に對する受持定員を限定する必要がある。これに就ては尙研究の余地あるべきも、精神状態に欠陥なき者なれば、教師一人に對し約二十人、精神薄弱者は約十人を限

度とし、收容時より釋放迄、成るべく同一教師をして受持つ様にしたい。

殊に彼等は個人の場合にはそんな風に考へてゐない時でも、多人集團すると職員に對して彼等自己の力をより大きく感じ悪い。何となれば團體精神、群集心理と言ふ様なものが培養され、如何に之を善導し感化せんと努力するも、彼等の間に反抗的精神が醸成されて感化力を抹殺する場合が多いからである。それで自然極めて嚴重なる規律を以て規則的教育を強要するところの集團教育は外形的矯正は可なり整ふ事は出来ても、彼等を感化し教養するにはそれのみでは不適當である。此の弊害を防ぐ爲には必ず多人数の集合を避けなければならぬ此の意味に於て一教師の受持人員を一單位として各限界を設け他との接觸を防ぐ事により行刑の効果を倍加せしめ得ると思ふ。

智育を主とする學校教育なればいざしらず、道德的觀念の養成が最も必要なる行刑教育を分掌する刑務所教師

が、單に教室内にて讀み書きを教へると云ふのみの状態にあつては到底行刑の目的を達する事は出来ない。彼等には耳目より教育すると同時に、五官の總てより其實行に慣れしめ、善良なる生活に習慣すける必要がある。依て受持教師の教室内の教育は直ちに室外の實行となり、教師は彼等の刑務所生活中自己の受持少年の學科の教師たると共に、生活改善の指示者であり、作業の督勵者であり、釋放後の相談相手でなければならぬ。現在の如く自己の教へ子の教場外の所爲に就ては何等の責任を感じないと云ふ様な状態では到底教化の徹底は困難である。即ち良師たると共に親しき父兄として受持少年の總ての世話やきをなし、彼等の不正行爲は教場の内外を論ぜず教師が責任を持ち、之に訓戒を加へ之に懲罰を申請すると云ふ様に、總ての日常の事實に就ても教育する必要がある。

斯くの如く教師の責任を加へ活動範圍が増加する事になれば、前記の如く受持人員を限定せなければ到底其目

的を達する事は出来ない。而して教師が彼等の身上に關する總ての事項に就て心配する様になれば、少年刑務所には特別に教誨師を設ける必要はない。彼等の教育感化するには多數の人格より同時に感化を受けるよりも、少數の彼等の最も信頼する人格より感化を受ける事を理想とする。此の意味に於て彼等の最も信頼する受持教師を教養の中心として、教誨師の事務は各受持教師が分担し教師の上司を以て教務主任として何等差支がない、否寧ろ教誨と教育とを分業せしむる爲に各自の仕事以外に腕を延ばさず、却て彼等に教養に良い結果を得ざる場合が多いと思ふ。

斯く教師の責任を加へ來れば直ちに教師選定が最も重要なる事になり、教師の權威が加はれば從て教師の待遇も向上せしめねばならぬ。不良性の最も深い然も精神上缺陷のある精神薄弱者を主として教養する行刑教育の當事者が尙小學校教師よりも待遇が、悪いと云ふ事に實に不合理である。少くとも感化院や矯正院の教官と同等の

待遇を得せしめ、然る後優秀なる教師を得る事に勉めよばならぬ。

……三……

少年受刑者の大部分は前述の様に智能に多少の缺陷を有するものにて而も手に何等の職業を有せざるものものと云つて差支ない状態である。斯くの如きものに如何に適切なる行刑を行ふも釋放時尙何等の職業をも習得せず、且つ自己は如何なる長所を有し如何なる方面に職を求むるが最も適當なるかと云ふ自覺も與へずして釋放し、何れかの方面に就職せる場合に、若し本人の性格に適應せざる際には直ちに倦怠を覺え、而も自制力の乏しき精神薄弱者なるに於ては、直ちに家出、浮浪、犯罪と益々再犯の機會を繁くするのみである。

元來精神薄弱者は高尚なる精神作業に堪へざるは勿論、筋肉作業であつても到底腦力の優秀なるもの、敵ではない。然し彼等の多くは何れかの方面には各々長所を有するものにして、彼等個人に就て精細に適性検査をな

……四……

少年受刑者の犯罪者を取扱ふて
以上の様に彼等の精神状態を精査し、且つ其適性を検査する事は行刑の効果を完全ならしむる根本問題である。而して少年受刑者の過半数は精神薄弱者なるにも拘らず、現在の行刑が尙此等の事實を十分考慮されておらぬ、彼等の個性にびつたりと合はない行刑は其効果は七れだけ薄弱である。而して目下の状況では如何に刑務所の醫師が精密に醫學的觀察を下すも、之に適する行刑をなすには其設備なり周囲の状況が許さない。然も之は最も急を要する根本問題であるから、特に少年刑務所の醫師は此等の方面にも十分活動する必要がある。然し現在の刑務所の醫師の配置の範圍では到底そこまで手を延ばす余裕がない、殊に醫學の範圍は廣大にして各科目に亘りて十分なる知識と技術とを持つてゐる醫師はおそらく無いであらふ。然るに現在刑務所醫師の職務を観るに、疾病の豫防、營養、被服、建築の衛生より内科外科は勿論、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、花柳病科、

し、其長所を調べ、精神状態と趣味性格等を參酌して、之に最も適當する作業を選定し、一定期間教授練習せしむるに於ては、釋放迄には多くの場合一人前の職人となすことを得。又十分なる訓練をなす期間のない場合でも、少くも自己の長所と短所とを自覺し、釋放後職業の選擇に迷ふ事はない筈である。然し現在刑務所作業が作業収入を余りに重要視せると、官司作業の少い爲に、彼等の個性を十分考慮して作業を與ふる事が出来ない、今後は少くも少年刑務所は官司業を主として適當なる作業技手を多く採用し、一面彼等の個性と能率を精査し彼等に最も適する作業を選定して、釋放迄に一般社會人との競争に堪へ得る様に訓練せなければならぬ。

從て釋放後の保護上にも十分此點に注意を拂ふ必要がある、彼等の精神状態を無視し彼等の適性を輕視せば、如何に親切に誠意を以て保護方法を講ずるも、彼等が多く精神薄弱者なると相俟つて再犯の原因となるであらふ。

精神病科、産科、婦人科、齒科の臨床方面に及び、尙法醫學及細菌學的知識や技術の範圍に至るまで總ての醫學的知識を強要してゐる。而も斯くの如き醫師は如何に博識なる人を採用しても到底得る能はざるは勿論である。總ての方面に知識の廣い醫師は其程度は淺いであらふし、一専門科に深い人は又必ず他の各科に於ける知識は少いに違ひない。從て現在の制度に於ては優良なる刑務醫師を到底得られないのは當然である。依て現在の制度の一部を改止し必要に應じ其定員を増加し、これに適する方策を講じて十分に活動する余裕を與へる事が最も必要である。此の問題は單に少年刑務所の問題ではないが序でに書いてみた。

以上の様に刑務醫師の職務の範圍が廣く到底二人や三人の醫師にて完全に分擔する事はできないから、各刑務所の状態をよく調査し其の状況に應じ、少年刑務所の如きは精神病學的知識の豊富な醫師を配置し、或は豫防醫學に或は内科に各々其の得意とする醫師を適所に配置し

て、自己の最も趣味を有する方面を益々研究せしむると共に、特殊の専門技術を有する醫師は其附近刑務所數ヶ所を兼務せしめ、例えば外科に堪能なる醫師が巢鴨刑務所に任用された場合には關東地方又は尙廣い附近の刑務所にて大外科手術を要する時は同醫師を派して治療せしめ、又は病狀により同醫師の手術室に移送治療をなさしめ、眼科専門家には眼科患者を、耳鼻科醫師の處には同患者を、細菌學的技術のある醫師の研究室には其附近刑務所の検査材料を送附する事にし、其他總て各醫師の得意とする方面に活動せしむれば、現在よりも著しく能率を増進せしめ得ると共に、各醫師の長所を益々發揮せしむる事を得べし。殊に齒科治療の如きは僅かなる齒科醫又は齒科的技術を有する醫師により順回治療又は移送治療等應時専門的治療をする事ができる。兎に角各醫師の長所如何を考慮せず總て同一方面にのみ使用する事は人物經濟の上より論ずるも、能率上より觀察するも、甚だ不得兼の事にして、各醫師の長所を萎縮せしむる所以で

ある。

……五……

要するに少年受刑者中には完全なる腦を有するものがない。それで之を教養改善せしむる爲に彼等の個性を調査し、之に適する教育方法及び作業を選び釋放後實社會にたつて處世を誤る事なき様訓練する事が少年行刑の目的でなければならぬ。それが爲には必ずや刑務醫師の精細なる醫學的觀察により彼等の個性を知り、現在の行刑教育を一層徹底せしむる方法を講ずると共に、一面彼等各個人の能率を検査して其性格趣味及精神狀態を參酌し、彼等に最も適する作業を選び釋放時迄に一人前の職を得せしむる様教授訓練する必要がある。然し現在の醫師の定員では等の方面にまで十分手を延ばして研究する余裕がないから、各醫師をして十分其能率を發揮せしむる方法を講じたいと思ひ、平素からの考へを述べて各位の御指導を得たいと思ひます。

居るに於ける

樂書に就て

藤原教圖

一
教養ある社會に於て樂書することは固く禁止されてゐるのであるから、規律の府であるべき刑務所に於て收容者に樂書を許さないのは當然である。だから墨筆とか鉛筆の如き書字用の物品はたゞ信書を認める時のみ貸與するのであつて常に所持せしめない。されど若し鉛筆を拾得したとか、作業用の小刀を渡されたとか、作業材料から木片を得たとか、自分の爪が延びたとか云ふ時に、それらを以て壁や扉にほり附ける此の樂書を通ほして收容者の心理及び其の生活の一端を知らうと企つるものである。何故ならば問題を與へることなく、質問を發する

ことなくして、收容者が自動的に自發的の擧げ書きしたものは、問題を與へて認めしめたる感想録よりも、質問して得たる答辯よりも、收容者の心理及び生活の眞實を語るものと信ずるからである。

二

樂書とは落書らくしよの轉じたる語にして、現に尋ひ掛かことを誰が仕業とも知られぬやうにかきものに路などに遺しておくものを云ふのであつて、平家物語に「何者のしわざにやありけむ落書をぞしたりける」とあり、その落書が轉じて神社佛閣などの壁や板にいたづら言を書きつけることを樂書と稱するやうになつたのである。

英語にて樂書は普通に Scribbling 又は Scrawling と云ひ、樂書に名筆なしの諺の如く、拙く不注意に書くことを云ふのであるが、收容者の居るに於ける樂書は墨筆を以て自由に書くと云ふよりは寧ろ爪や木などの硬き物質を以て壁や扉に彫りつける事を云ふのであるから、英語には之を呼ぶに、銘碑文の意を有する Inscription

と云ふ適切な語を用ふることになつて居る。然るに邦語では適切な用語がないのであつて、かの楠正行が如意輪堂の扉に鎌を以て辭世の一首を鐫りつけた、それを樂書とは云はないのであるが、今茲に云ふ樂書とは寧ろさつしたものを云ふのである。

三

豊多摩刑務所の獨居居の壁から得た道徳的な文句としては。

人ノ一生ハ短シ 然シテ宇宙ハ永遠ナリ我世ニ生ヲ受ケル正ニ廿有三歳其間何等社會ノ恩ニ報ユル事ヲクシテ唯徒ラニ芝ヲ書シ毒セシバカリナリ其罪ノ重大ナルヲ思ヘバ實ニ慄然タラザルヲ得ズ

と。次に

樂みは春は櫻秋は月家内仲三度食飯

の如きは詩の体裁を爲さないにしても、今迄放浪の生活を續けて居たが、一度拘禁の身となり、昔の楽しい家庭を追想するあたり無限の情緒が漂つて居る。恐らく書者

我が世をまもれ伊勢の大神

と認め大神に對して自己並に家族の安全を祈願する心持が讀まれる以外に、この種のものでなかつたのである。それは國民性にも依るであらうが、又刑務教誨に従事せる者が祈らぬ宗教である所の眞宗僧侶なる爲めだと思ふ。

四

(一) 收容者の心理を支配するものは只出たいと云ふ一念である。それは殆ど盲目的なるが爲めに其處に種々の迷信も生ずれば、逃走するものも出来るのである。

まゝならぬ浮世を隔つこの扉
の樂書はその悲しい心を歌つて居る。

又満期釋放の日を待つことの甚だしきは、その居居の壁や扉に「大正十二年十月九日放免、待遠ホシ〜〜〜」と云つた類の樂書を屢々見受けるのでも分る。

アリガタイソヤマタヒガクレタアケリヤマンキガチカクナ

は必ず我家に還るであらう。

斯の如く收容者が與へられたる唯一の機會を過去の罪に對する反省と悔悟の爲めに用ふるならば縱令僅かばかりの拘禁生活に於ても何かの利益を得ないことはない。宗教的色彩を帯びたる樂書、英國に於けるもの二三を掲げて見やう。

常に汝の前に罪を保て。神を怖れ、而して惡を嘲れ、然らば再び此處へ來る事はないだらう。改悛するに餘り遅そ過ぎると云ふ事はない。神よ、斯くすることを助け給へ。神の御目は到る所に在り。逆境にある同盟よ、心を顧かへして神に還れ、然らば幸福とならん。神よ我が妻と子に幸を與へ給へ。

と云ふが如き信仰や祈りは非常に思想豊かにして決して自己的ではないのである。

此の宗教的樂書は我國に於ては極めて少いと思ふ、私の蒐めた所では「南無妙法蓮華經」と題目を書いたものと、御製を

とこしへに民やすかれといひるかな

此の樂書に於て驚かされることは淋しかるべき居居の夕暮も收容者が如何に待ちこがれ喜んで居るかと思ふことである。

人生ハ長イ様デ消物ナク早ク貳ケ年ノ星想モタチ今日ハ放免ナリ十二年十二月廿五日。

又、

入監ノ時ノ苦シマハ各人共ニ感ジ放免ノ時ガ來ルカラ大イニ勤メルヘシ大正八年五月四日入監願レバ大正八年五月以來放免ノ來ルマデ夢ノ様デアツタ

此等は満期釋放の遺瀾なき心が漸く充された事を雄辯に物語つて居る。

(二) 次に收容者の監督者に對する感想が卒直に樂書となつて現はれる。

無職が善が、下之へが駄目だ。刑期二年間、看守の責を受く。
NAKANO KEIMU HO KANSHU BAKA.

と看守を憎み又嘲笑するものもあれば、また

吉田看守は親切です。監獄は復び來る處でないぞ獄内生活に於て感じた事は比較的官吏の取扱ひの良い事ト私は感謝し

た是に引かへ雜役囚人の横暴さは彼等の頭に必ず悪因の〇〇
〇〇(四字不明、各人判一判も早く覺よ悔悛せよ)

と感謝して居る者もある。只茲で一言したい事は、雜役
なる者は他の收容者の模範であるべきに拘らず随分粗暴
な言語を用ひ横柄な取扱ひを爲すものであるから、其の
人選を誤るならば折用よき刑務官吏を得ても結局行刑は
失敗に終ると云ふことである。

猶ほ拘禁生活の苦痛を訴へたるものに斯う云ふのがあ
る。

御役人様 色々御世話ニナリマシタ僕ハ死ヌ僕ハ社會ニ何
ノ、ゾミモナクツ僕ニハ不治ノ病氣ガアリ覺バ全ク世ノ中ガ
イヤダ而モ僕ニハ老タ一人ノ母ガアル日々コレバカリガ心ガ
、リ何卒僕ナキ後ハ御政府デ宜敷

この居房には肺病患者は未だ曾て居ないと云ふから、多
分苦しさで病氣に擬へて悲觀して居るのであらう。

(三) 居房の生活は單調であるが爲めに收容者達は随分
ての無聊に苦められるものと見えて驚くべき記録を發見

花秋の月夏の青葉に 冬の雪げに人生は秋の月 夜半の嵐に
花と散。

(五) 其他種類の異つた樂書もあるのであつて、教誨に
對する反應が「汝自身ヲ知レ」「克己力修養」「信仰ニ生
キヨ」「辛抱」と云つた樂書となつたり、又收容者の性慾
生活が紳士淑女の前にて云ふを憚る如き文句や繪画にて
示されたり、特に印象深き日、例へば一昨年の大震災と
か毎年の正月の如きときには「大正十二年九月一日を忘
るな」「恭賀新年」「大正五年一月元旦」「正月一日五年

することがある。即ち

一 洞間ニ居房の中を二万一千回も歩き廻つた。此の居房に三
千三百の煉瓦あり。又他には黒煉瓦が百三十一、赤煉瓦が百
五十あり。

と云つたものや、時に次の如き和歌が詠せられる。

豊多摩にふる此の雪は
わたなれば赤のこそでに入たくぞ思ふ

これは寒い餘りに綿の厚い着物を要求して居ららしい。

(四) 收容者の内には改悛の狀の顯はれない者もあるの
であつて、

世の中は無茶苦茶にて面白きもの

と云ふた如きは全く自暴自棄の狀態である。又それ程で
なくとも收容者の一部には目下の自己の生活を茶化して
居ると云ふことも、次の樂書にて明瞭に讀まれる。

寝るも起きるも ねーお前赤い着物に何に變らう。私しや田
雲の安來の生れ朝も早からどじようや／＼アラエツサツサ。
豊多摩の土と成るとは思いしに又も花さくが時來た。春の初

目「ぶる／＼とふるまて暮すお正月」と誌るされるので
ある。

五

樂書——殊に私の謂ふ没我主義の樂書の如きは收容者
の心理を知る最もよき材料となるのであつて、此の種の
樂書を知つて收容者——し教化を施すならば、其の教化
をして決して無駄ならしめない。信ずる。であるから以
上の如き駄文を草して貧しい樂書の研究を一般に紹介す
る所以である。(完)

品性陶冶と刑務官

熊野染太郎

品性陶冶は刑下社會の緊要なる一大問
題たると共に刑務官に取りては特に其必

要を認むる所なり、而して刑務改良の聲を
聞く既に久し、然かも其根本を瑣めずんば
何ぞ能く實果を得る事あらんや、予や元よ
り淺學弄才自ら擲らざる者たるを知るも、
聊か感ずる ありて此一編を草す、先進の
識者乞ふ幸に垂教する所あれ。

人格の價值は其學識才藝又は政治的若
くは社會的能力の何れにも非ずして唯其

品性の如何に存するものなり、即ち品性を
缺きたるの人は社會の進歩の途の上に何
等 精神的動機を興ふるものに非ず、隨て
斯くの如きの人は人類の理想社會の幸福
に向て何等の貢獻する所なきなり、見よ品
性の上に築かれざる學識才藝能力等が如
何に人をして傲岸ならしめ放恣ならしめ
浮誇ならしめて其身を損ひ其生を誤ら

しむるものなるかを。之れ日常幾多の事實が明に立證しつゝある所ならずや、之に反して假令月に一丁の文字なく身に一毫の塵見なきも、純乎雪の如く麗容花の如き高潔優雅なる品性を有したらんには、其人格の力や以て一世の風潮を革むるに足り、其言行の徳や以て一代の人身を導くに餘あり。

彼の世界古代の二大宗教家と併稱せらるゝ釋迦及基督は其生前に於て幾多の迫害を蒙り、殊に基督の如きは十字架に上りたる血潮を流すの最後を遂げたるにも拘らず、死後數千年の久しき東西の人心を支配して直接に間接に世道の啓蒙を促し、社會の進運を助け哲學及科學の進歩今日の如きに及んですら、猶依然として幾億の信徒を有し世人の頭上に大なる權威を振へるは抑も何に基くものぞ。之即ち彼等の學識才能の何れに因るにも非ずして唯々千萬人を超越せる一の高く美しく且つ潔き品性に基くものなり。思ふに吾人類は

生れながらにして他の動物に見るを得べからざる卓絶せる性能を有す、他なし眞善美を愛好するの情即ち之なり、哲學者は之を説明して『格段の洗練を經特別の裝飾を施されたるもの』とし、宗教家は之を拜義して『神の特別な意思に因りて作られたるもの』とす。品性とは此情の醇化せるものに外ならざるなり、玉にして光なくんば瓦礫と何の擗ぶ所あらむ。人にして品性なくんば何ぞ他の動物と異なる所あらむや、人の眞價を發顯すべきもの品性を措て亦他に求むべからざるなり。

抑も吾々刑務官吏は社會組織を侵害する犯罪者をして改惡轉善に導き、以て法治國の良民に復歸せしめんとする重且つ大なる責任を負ふものなるを以て平素品性の何ものたるを解し苟も私心情實に流れず、至公平平に職務を執行し、身を以て取容者に範を垂るゝの覺悟なかるべからず。若し夫れ刑務官吏にして法令を遵守せず、私心情實を以て取容者に接せんか、彼等を

して法令遵守の念慮を起さしむるよりは寧ろ法令を輕蔑するに至らしめん。斯くの如くんば如何にしてか行刑の主旨を貫徹する事を得んや。假令陽には其命令に服し其陰に從ふと雖も、内心に於ては苟かに冷笑嘲罵し、敢て顧る所なく遂に刑務所の威信は地を拂ふに至らむ。

事故に及んでは、如何に完全なる法令ありと雖も何の用ゆる所もなく、嚴重なる手段を講じ峻烈なる方法を策して之を抑制禁壓せんとすれば、唯犯罪者を多くするのみにて勞して功なきに終るべし、之に反して取容者に敬慕せられ上司の信頼を得んに於ては、其一舉手一投足も渠等に反映し其行動を正さずんば止まざるべし。人を矯正せんと欲すれば己れ自ら正ふすべしとは千古不磨の金言なり。之れ即ち人を感化するの功は絶対に人の力に歸せしむべきと共に、品性は實に人格の價値を表彰する唯一のものなればなり。斯くて古聖の所謂『眞爲にして化す』の

理想を實現する事を得べし。是れ或は極論に走るの嫌なきに非ずと雖も、吾人の理想とする所は實に此にあるなり。

雁信抄

在倫敦 塵風子

七、犠牲

數日前陸軍少佐のカメロン氏が拳銃自殺を遂げた、其の動機は經濟上の事情から出て居ると云ふ評判だが、何か官海に於ける失望も手傳つて居ると云ふ噂もある、それは兎も角としてカメロン氏は眞に悲しい氣の毒な經歷を持つて居る、今から十三年前に、カメロン氏は砲兵中尉として、エディンバラの聯隊に勤めて居たが、有爲の青年士官として上下の評判も好く、殊に

新夫人が非常な美人だつたので、いつも友僚の羨望の的になつて居た、然るに、或日夫人が追刺に遭つて六萬五千圓の價額のある頸飾を奪はれたと云つたので、氏は早速保險會社の代理店へ出掛けて、保險金の請求に及んだ、問題の頸飾には盜難保險が附けてあつたのだ、ところが、此の追刺の件には辻褃の合はないところがあつて、遂に問題は表沙汰に及んで、取調の結果、それは眞赤な嘘だと云ふ事が判明したので、カメロン氏夫妻は六萬五千圓の保険金詐取未遂の罪名の下に、法廷へ送られる事になつた、而して、事實の眞相は夫人が單獨で一切の計劃をやつたのであつて、カメロン氏は徹頭徹尾夫人を信用して居たから、犯罪の方に全然責任が無かつたのである、併し、カメロン氏は愛妻と運命を共にす可く、一身を犠牲に供して、法廷に於ては何等の辯解も立證も試みなかつた、そこで、夫妻共に三年の懲役に處せられ、如くカメロン氏は官職を剝奪せられた、事

件の唯一の責任者たる夫人は、在獄二ケ月にして重病に罹つて、到底余命無しと信じたので、初めて一切を告白した、其の告白は痛切を極めたもので、次の通りである。
「今日とは思議にも少廉くも元候へば、茲に妾は此、此に際して、一切の眞實を吐露して、妾の罪障を明白に可致候、妾の若く且貴き良人は此の事件に就ては全然責任無之者にて、總べては一に妾のみに成りたる義に候へ共、妾は此の事を申述べざりしが爲めに、良人は無實の罪に服する次第と相成候、何卒妾の此の最後の機會に於ける告白を御信用被下度、此の罪深き妾の犠牲となりて、高邁信實なる妾の良人は、慘虐の口實を送り居る事に御座候、妾の身、妾の名譽が如何様に相成候共、妾の意に介するところには之無候へ共、只々此の妾の最後の告白に基き、無辜の良人を御救ひ下さるやう、

偏にそれのみ哭々も奉願上候、妾の良人は妾を愛し呉れ給へば、必や妾の愚昧と罪業とを想し哭るゝ事と信じ申候、嗚呼、此の妾の罪業はいかに妾を苦しめ候事ぞや、そは神も照覽し給ふところに御座候。

夫人は病の故を以て釋放せられて、幸にも全治した、そして、夫人の告白に傳いて、カメロン氏に同情を寄せた人々は特赦の嘆願書を國王陛下に捧呈した、此の嘆願書は之れに署名した人々の身分の高い事に於て、蓋し前古未曾有のものとなはれて居る、即ち、其の署名者の中には、五人の公爵、五人の侯爵、二十人の最高顧問官、十六人の將官、九人の判事、二人の大僧正、二十一人の僧正があつて此の外に四千人の貴族、教授、士官及辯護士等が加はつて居る、事件に關聯して嘆願書を提出するのは決して珍らしい事では無く、時には、數万人が之れに署名する事もあるが、新蘇に高貴な人々を網羅したのは、蓋し恐

らくは絶無であらう、乍併、其の特赦はスコットランド内務總監に依つて拒否せられて、(嘆願書は内務官憲を經由する)、カメロン氏は二ヶ年間空しく囹圄の裡に懊惱した、出獄後間もなく、世界戦争が始まつたので、氏はキツチナー稱の許可を得て、再軍籍に身を投じて、各地に轉戦して殊勳を挙げた、氏の砲撃の際に於ける指揮振には、鮮かなものがあつたと云ふ、千九百十八年から二十年にかけて、命を帯びて西伯利の野で戦つた、斯くて、戦功に依つて、遂に特赦の恩典に浴したのみならず、陸軍少佐に任ぜられ、佛蘭西白耳義から貴重な勳章を貰ひ、日本からも旭日章を賜はつた、此の數奇な境遇を經來つた少佐が、自殺をしたのである、不幸な未亡人は妾の良人程偉大な氣高い軍人は居ないと云つて居るさうである。

八、三百祝

私の同舍に三百祝と云ふのがあつた、それ

は兄弟姉妹の年齢を合算して三百になる、親類相集つて祝宴を擧げるのである、例へば五人の同胞があるとして、平均六十歳にならなければ三百には達しないのだから、三百祝をするのは珍らしい事で、余程芽出度い事になつて居る、私の祖父は比較的長命だつたから、祖父の姉の子供達、即ち甥姪の三百祝に、長老として出席した事があつた、私は一人兒だから、私自身が三百歳にならない限は、三百祝が出来ないのだ、然るに、近頃英國の同舍に非常に芽出度い長命揃の同胞がある事が、或則事に見えた、此の同胞は十五人で、全部達者に生存して居るのだが、其の年齢は七十三、七十一、六十九、六十七、六十六、六十四、六十二、五十九、五十七、五十五、五十四、五十三、五十二、五十一、四十七で合算すれば正に九百歳、(しかも、満九百歳だから、日本式で行けば、此の上に少くとも十五歳は殖える譯だ)となる、倫敦の寄席で、「ねえさん、お前さんの御兄

弟は何人あるのかい、「男が五人に女が三人なの、「そいつは豪儀だ、そして、お父さんの御商買は、「製造家(マヌファクチュラー)よ、」と云ふ駄洒落を聞いた事はあつた、此九百歳兄弟の親達の職業は私は知らない。

九、今様鬼子母神

これは嘘のやうな話である、全く嘘かも知れない、併し、本人が本當だと云つて居る話である、佛蘭西のポルド附近で、子供の不審不明が屢々訴へられた、そして、警察は鑑査者としてギヤルーと云ふ醫師の細君を逮捕した、此の細君は十人の子持だと稱して居るが、監獄醫の診察に依ると、分鏡した形跡が無いさうである、種々取調の末、亭主の醫師の口から不可思議千萬な事實が顯れて來た、此の女は印度の諸王(マハラジャス)の中でも非常な権力と財産とを持つて居るヨティスの王の、孫娘に當つて、其の相續權を有して居るのだが、

王その遺言に依て、此の孫娘が二十八人の子を持つに非ざれば、財産の相續はさせないと云ふ事になつて居るのださうである、何しても眉唾ものだ、いづれ、法廷で真相が判明するであらう。

十、兇暴

アラビヤ人の勇敢な事は誰も云ふところであるが、之れは又極端な兇暴の例である、巴里に住むアルゼリヤ生まれのアラビヤ人が、巴里の或八百屋の女房に無様な懸想をしたが、勿論好い返事をして呉れない、或日、又もや八百屋へ出掛けて、ナイフを示して寫眞を呉れと脅迫したが、拒絶せられた、そこで、遂に激昂して、其の女房を道路へ曳ずり出して、目も當てられぬ慘殺を敢てしたのみならず、血に狂つた彼は、通行人に殘忍の刃を振り舞した、先づ學校へ孫を迎へに行つたお婆さんの背中を突いて即死せしめた、可憐な少年は地下室の窓から誰か引つ張り込んで呉れたので、危いところを助かつた、次は嬰兒を抱いた若い細君で、之れも一と突で無

窓の最後を遂げた、其の次も矢張り婦人で、之れは脇腹をやられて參つてしまつた、其の次に通りかゝつた婦人も突かれたが、厚い毛皮が身の守りとなつて、負傷はしなかつた、彼は更に近所に遊んで居た子供の團の裡に飛び込んで、尙も暴威を振はむとした、色の黒い福岡貢が白晝巴里の雑踏の巷で薙れ狂ふのである、慘劇はどこ迄廓大すかわからぬ、恰も好い、二人の警官が駆け付けて、拳銃を發射した、一弾は見事に腹部に命中したので、流石の彼も閉口垂れて逮捕せられた、傷が全治してから法廷へ廻されたが、法廷に於ける彼の態度は素直なものであつた、審理が八百屋の女房の事に至ると、彼も涙ぐんだ、そして、私は人を殺したのですから、それだけの罪を受けるのは當然ですと云つた、死刑執行の朝、彼はぐつすり熟睡して居た、係官が彼を揺り起して、其の事を告げたが、彼は悪びれた様子も無く、早速身仕度をして、只々死ぬる前に洗禮を受け度いと頼んで、それを許された、刑場で彼は若様さよならと微笑みつゝ、ギロチンの露と消えた、野蠻性と死を怖れない事との間には、何等かの連鎖が在るのであらうか、

◇歐米諸國における

工業疲労の研究

商工省工務局

▼アメリカにおける研究 テーラー氏は工場経営における成功の基礎条件として左の四項を挙げている。(一)日課を定めること、(二)労働条件を標準化する事、(三)定められた日課を成し遂げた時には高い賃銀を支拂ふこと、(四)定められた日課が成し遂げられず、または仕事が不合格であった場合には罰を課すこと。さて日課を定めるには左の注意が肝要である。(一)勉強しなければ成就出来ない程度に大きく定めること、(二)しかし乍ら労働者を恢復し得ない疲労に陥れて

はならない。即ち翌日は完全に恢復してゐるよう、一生涯働いて幸福であるよう、注意しなければならぬ。

こゝにおいてかゝる必要にして十分なる休息時間」を知ることが必要になつて来る。

テーラー氏は多数の文献を讀破したが何等得る所が無かつたので自ら考案せる方法で實驗に着手した。氏の研究は三回で實驗は數百度に及んだ。最初氏は種々の仕事をフットポンドに換算し、フットポンドの仕事量と疲労との關係を明かにせんと試みたが、この試みは失敗した。蓋し或る仕事においては労働者は八分の一フットポンドで疲労して了ふに反し、他の仕事にあつては二分の一フットポンド働いても疲労は前の場合以上ではなかつた。しかしながらこの研究の際に集められた材料から次の法則が発見せられた。

(一)仕事の種類…體力の労働テーラー氏の語を借りていへば乗馬的でなく、馬車の馬的労働。(二)…この種の労働にあつ

てせ第一流の労働者は一日中一定の%以上働いてはならない、この%を超えて働くならば恢復し得ざる疲労に陥る。例へば一箇九十二ポンドの鉄錘を運搬する場合には、労働者は就業時間の四三%だけ鉄錘を擔ぐことは出来る、五三%は休まねばならない。

荷が輕くなるにつれて働いてよい時間は長くなる。半切の鉄錘(四六)ポンドを運搬する場合には就業時間の五八%は荷を擔ぐてもよい、四二%は休まねばならぬ。荷が甚しく輕くなれば、終日働いても恢復しがたい疲労に陥ることはなくなる。

この法則の適用としてテーラー氏は労働者に充分の休息を與えた、その結果他の研究と相俟つて生産高が激増した。即ち從來は一人平均一二・五トンの鉄錘を運んだ者が四七トンを運べる事になつた。

又テーラー氏の弟子の研究中一二の有名な例を挙げるとサンフォード・イー・トムソン氏は、自轉車用鋼球の検査に従事

する女工について能率研究を行った時、一〇時間半労働を八時間半労働に短縮し、且つ午前及午後一〇分間の休憩を與へる事にした。その結果生産高は激増し、失策が激しく減じた。ガント氏は漂白業に従事する女工について、從來ば晝食時及び其の他二回各四五分づゝ休憩していたのを改めて一時間二〇分働いては二〇分休むことにした。その結果また生産高が激増した。

テーラー氏の弟子中疲労研究の方面に於ても最も著名なのはギルネス氏である。氏は心理學者なる夫人と協力して種々の研究をした外一九一三年ロードアイラドに疲労博物館を設けて種々の椅子や物を適當な位置に保つたための種々の考案や種々の組立道具や運搬具と疲労研究に關する圖面及寫眞等を陳列した。これは後にワシントンの米國醫學博物館に寄贈された。

▼歐洲大戦と共に米國の心理學者や生

理學者は振つて勞力保存の事業に参加して多くの有益な事業と文獻とを残した。

戦争中最も急に解決を要求したものは労働時間の問題であつた。この問題に關するフロレンス・ゴールドマーク嬢・

ポアキンス氏の共同研究は有名である。

それは八時間労働と一〇時間労働の優劣比較について製品は同一でないが機械工業で設備經營の點が似ている二大工場に

一は一〇時間、一は八時間作業をしているものであり、生産高及事故數による調査方法であつた。調査期間は(イ)一〇時間作業の工場では二回即ち一九一七年八月半から八週間と一九一七年九月から二年間であつた。(ロ)八時間作業の工場に於ては一九一七年九月から一九一八年三月に至る六ヶ月であつたがこの調査によつて得た結果は八時間工場が優つて居た。蓋し生産高は八時間工場にあつては終まで平均に行つてゐるに反し、一〇時間工場にあつては総業が近づくに従つて急に減少す

る。また損失時間は八時間工場において極めて少いのを反し、一〇時間工場に於ては甚大である。労働者は終業時間に達しない中に仕事を止める。また往々故意に生産制限を行ふのであつた。

◇鑛毒の肥料化

化學の力で鑛毒は肥料に

鑛工業による農村被害の救済は、農村振興上の一事項とされている。從來の鑛工業は實に農村の破壊者であり、農家にとつての仇敵であつた場合が多い。尾尾銅山鑛毒事件の如きその一例であつて、いたる所の銅山や精錬所にほとんど鑛毒問題の起らないのはまれである。また直接の鑛毒は受けないまでも、都會に於ける工業労働者の需要は、農村に於ての勞力の不足と欠乏とを來している。したがつて鑛工業の繁榮は、農村の衰退を招くものと思考され、鑛業と農業とは共存共榮し得ないやう

な観があつた。

しかしながら、農業が鑛工業と全然異なるのなものと思考されたのは過去の事であつて兩者が相容れないというようなことは、時代錯誤の甚だしいものである。科學を基礎としている今日の産業は、一丸となつて相頼り相助けて行かなければならぬ。一例を挙げれば農村に於ける排水、灌漑精米、糞すり其の他萬般の農作物處理に驚く程機械力が應用されている如き、工業發達の影響に外ならない。

從來農村の破壊者であつた鑛毒が、科學の研究によつて肥料化する事の出来るのも、即ち産業が一九になつて、相助け共存共榮して行くわけである。即ち鑛山から多量に排出される、いわゆる毒水の處分についても、科學の發達、特に膠質化學の研究によつて、その中の金屬を採取し、殘滓をたやすく沈澱させて毒分を除きとるようになったが、最も處分に困難なのは毒煙である。全國知名の銅山を知る人は、つ

の有害な煙のたなびくあたり全く禿山となつて、一草一木の眼をさへぎるものゝない慘害を認める事が出来よう、またかたまり遠方にある農作物も相當の被害がある。それは多くの鑛石が精鍊の時に吐出される煙の中に、亞硫酸ガスが含有されて居る爲であるから、これを完全に除去したならば無害の煙となつて何等被害をおよぼさないわけである。從來の方法ではこれを取り去るのに、非常の費用を要するから止むを得ず出来る限り毒煙を稀薄にしてなるたけ高い煙筒から吐き出させていた。

しかるにこの有害な亞硫酸ガスを、アンモニアに働かせて硫酸アンモニアを作る同時に、副産物として硫酸を得ようとする研究が、世界戦争中ドイツでこゝろみられ、最近我が國においてもこの研究に成功して居る。即ち有毒なガスから農村に必要な人造肥料と、比較的高價な純粹の硫酸とを得られるのであつて、この發明が大規模の試驗に成功するならば、從來は廢棄す

るのに多額の費用を要していた厄介物から、農に頗る必要な物が製造されて敵視されていた鑛毒は變じて肥料となるのである。同時に之に要するアンモニアを一層廉價にかつ多量に生産する事は、全く基礎的問題であつてすべて物理化學の研究にまたなければならぬ。しかも根本から組織的綜合的に研究して始めてその目的を達するわけであるから、從來の小規模の研究者が集まつて其の目暮しの目先だけの問題に没頭している各種の試驗所や小研究所では容易に解決が出来難い。農村問題根本的解決と農村振興の徹底的施設の爲にこの問題を解決し以て勢力をばぶき低廉な肥料を供給し生産を多量にするものは大規模の理化學研究にある事を斷言する。(理化學研究所長大河内正敏)

◆自殺は女より男が遙かに多い

遙かに多い

六七月頃になると急に自殺者が増加する殊にこの頃の自殺者は若い男女に多くその原因は殆ど總てが性に關係してゐる正確な統計に依ると自殺者は女よりも男が多い女の自殺者は殆ど性的關係であるが男の自殺者には生活難や病氣等で厭世の自殺をする者も相當にあるがこれも殆ど大部分は性的關係に因るものである内務省最近の統計によると一年間の自殺者は一万一千五百四十六名で中男の自殺者が六千九百八十四名女が四千五百六十二名といふことになつてゐる統計に依れば自殺者は一般に田舎よりも都會地が多く自殺の方法は殺死殺死が多く薬品に依るものは大概は猫イラズで其の他の毒薬自殺は極めて少いこれは猫イラズが容易に手に入り易いのに原因してゐる。

◆文化と、都市と、村落と

精神病

概して云へば文化の進んだ國程精神病者の数は多いのである又一國でも段々文化の度が進んで行くにつれ精神病者數が多くなつて行く。例へば歐洲の統計によると、普魯西だけに於て一八七五年から一九〇〇年に至る間に精神病者數は人口一萬人に付五七人より一六・九人即ち約三倍に増加した、英本國では一八六九年より一九〇三年に至る間に同じく二四・〇人より三四・一人に増加した、バイエルンでは同じく四・〇人より一七・一人即ち四倍以上に増加した。

又同じ歐洲の中でも西歐には東歐よりも精神病が多いし、又北米の黒人の如きは、奴隸解放が行はれてから精神病者を出すことが多くなつたと云はれ、支那に於ても内地には従前多くの精神病者は見られなかつたのに、近年段々増加して行く傾向が見られる。是等の統計的結果に見ても、文明の進歩即ち之に伴ふ生活狀況の變化等が精神病發生の一因となるものなることは否み難い事實と謂へやう。

一國の中に就て云つても都市と村落とでは著しく精神病の發生數が違ふのである。昔に精神病者のみならず精神變質者(變人時人性格異常者)神經變質者(神經衰弱、ヒステリー、癲癩等)犯罪者自殺者等も、都會には著しく年々其の數の増加して行くことが目立つて認められるやうである。即ち道德上法律上の犯罪人が段々殖え貧富の懸隔が著しくなつて窮民の數が次第に増し、又生存競争の甚だしい爲か、神經病者腦病者も亦都市に於て特に多くなりつゝあるのである。

さういふ著しい病氣として擧ぐべき程の者でなくとも都會の人は既に精神變質の爲に責任の觀念が鈍り感情が興奮して感傷性となり、自己の能力に對して自信を失つて来る。身體に於ても外界の刺激に對する抵抗力が弱くなり些細の外因から神經症を發し易くなる。

又酒精や花柳病の影響で不治の精神病を誘發する率も都會の方に遙に多いやうである。(醫學博士杉田直樹氏)

行刑統計

大正十四年三月中入出所並月末在所人員

(△ハ減)

行	刑	統	計	入所	出所	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減	前月比較	前年比較
受刑者	三、四四	三、六八	三、九〇	三、三三	三、四四	三、〇五	三、〇五	三、〇五	六八	一、二七	
刑事被告人	三、三七	四、一三	四、六五	三、三六	三、三七	三、五九	△一三	六七			
勞役場留置者	一、五三	二、四	二、七六	一、七二	一、五三	一、二二	一、八	五九			
乳兒	一〇	五	五	一〇	一〇	七	〇	三			
總計	男 三九、〇三〇	七、八五	七、三八	三、九五三	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇	五七	一、八〇	
女	九、九八	三、四	一、七	九、四	九、九	一、〇三九	△	三			
考計	三九、九八	八、〇四九	七、四六	四、〇五三	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇	五三	一、八五	
備考											

內朝鮮人受刑者男四六一人、刑事被告人男六〇人、支那人、受刑者男六三人、刑事被告人男一三人、英吉利人受刑者男一人、北米合衆國受刑者女一人、露西亞人受刑者男一人アリ

叙任辭令

法令

保健技師ニ任ス九級俸下賜千葉刑務所勤務ヲ命ス 竹内 照(警視廳)

保健技師ニ任ス十級俸下賜高松刑務所勤務ヲ命ス 仁藤 秀吉 一(高松)

保健技師ニ任ス十級俸下賜山形刑務所勤務ヲ命ス 杉下 學人

保健技師ニ任ス十級俸下賜小菅刑務所勤務ヲ命ス 竹内 繁 光(高松)

山口刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 酒井代三 男(小菅)

神戶刑務所勤務ヲ命ス 同 看守長 田代多七(長崎)

給七級俸依願免本官 看守 高橋又兵衛(札幌)

任看守長給九級俸札幌刑務所勤務ヲ命ス 看守長 安田禮次郎(札幌)

警戒免官 看守長 佐野佳夫

山口刑務所長兼獄 引野 信夫

三級俸下賜補松江刑務所長 松江刑務所長兼獄 引野 信夫

補高松刑務所長 高松刑務所長兼獄 赤城 一雄

補山口刑務所長 山口刑務所長兼獄 赤城 一雄

從七位 長 山 始

從七位 叙正七位

勅令第八十九號(大正十四年五月十四日)

監獄官制中左之通改正ス

別表中岐阜刑務所ノ項「岐阜市」ヲ「稻葉郡長良村」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省告示第十九號(大正十四年五月二十五日)

大正十一年司法省告示第四十一號中神戶刑務所飯路支所ノ項「飯路郡城北村」ヲ「飯路市」ニ改ム

〔參照〕

司法省告示第四十一號ハ監獄官制第二條ニ依リ分監設置ノ件ナリ

關令第十一號(大正十四年五月二十三日)(抄録)

大正十四年國勢調査施行細則

第九條 大正十四年國勢調査施行令第二十條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムヘキモノ左ノ如シ

一、宮城、離宮、皇族ノ殿居其他之ニ準スヘキ箇所

二、外國ノ大使館、公使館及軍艦

三、陸海軍ノ部隊及艦船

四、司法大臣ノ管理ニ屬スル刑務所

勅令第二百十七號（大正十四年六月四日公布）（抄載）
大正十四年度出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途左ノ
通リ之ヲ定ム

警察費運送支辨金
囚人及刑事被告人押送及留置諸費
左監入費及刑務所收容費

司法省刑務局長事務取扱通譯 大正十四年五月二十六日

刑務所長 少年刑務所所長宛

受刑者ノ發明考案ニ關シ注意ノ件通譯

受刑者ノ發明考案ニシテ其說明書又ハ明細書ハ從ニ冗長ニ且リ又
圖面ハ甚タ粗雑ニシテ審査上不便ノ點見受ケラレ候間爾今出願
者ニ對シテハ其發明並ニ考案ノ新規性又ハ特長ノ要領ノミヲ記述
セシムル様御取計相成度尙之等書類ヲ進達スルニ際シ現品ヲ同時
ニ御提出相成向有之候得共右ノ本會又ハ發明協會ニ於テ特ニ提出
方通報セシモノニ限リ御送附相成度候

北 南 西 東 令 法

東 西 南 北

豊岡出張所の震災狀況

豊岡出張所勤務

看守部長 小川 幸太郎

東 西 南 北

出来得ル限リ避難間近ク持出シ尙ホ看守ヲシテ飲料水其他必要
ノ物件ヲ避難場ニ取寄セシメタリ而シテ町内ノ火災ハ時ヲ經ルニ
隨テ愈々猛烈トナリ夕刻ニ及ヒテ當所間近ク延燒シ來リ炎々天ヲ
焦シ火粉ハ風ニ煽ラレテ橋内ニ飛來シ何時類焼ノ厄ヲ見ルヤモ計
ラレス事態頗ル急トナリ極度ノ不安ニ襲レタルモ既ニ通信社絶シ
本所ニ通報スルコトモ又他ニ應援ヲ求ムルコトモ全ク不可能ナル
ヲ以テ小職以下五名ノ職員ハ只運ヲ任セ四名ノ收容者ヲ戒護
スルノ傍ヲ出来得ル限リ防火ノ事ニ努メタルニ幸ニシテ火ハ當所
ヲ距ル四丁許リノ所ニ於テ止マリ類焼ノ厄ハ免ルコトヲ得タリ斯
ル處ニ（二十四日午前二時頃）印南所長ニハ平多看守長ヲ隨ヘテ
出張巡視セラレ職員收容者ヲ慰撫シ且ツ爾後ノ心得ニ付テ懇諭セ
ラレ一同ヲシテ蘇生ノ思ヒアラシメラレタリ而シテ町内ニ於ケル
火災ハ翌朝六時頃迄繼續シ目拔ノ街路ニ沿ヒタル家屋ハ殘リ方ナ
ク燒キ拂ヒ全町ノ約七割（戶數凡ソ二千）ヲ烏有ニ歸セシメタリ
二十四日朝ニ至リテ震動稍微弱トナリ危険ノ度モ餘程減シタルヲ
以テ居房ノ中今回ノ震動ニヨリテ比較的損傷ヲ被ルコト少カリシ
トコロヲ選ビ收容者ハ一先避難場ヨリ居房ニ移シ猶ホ萬一急變ニ
應スヘク十分ノ手配ヲ爲シ警戒ヲ怠ラサリキ然ルニ二十四日午後
七時頃又ハ激震アリ餘震止マサルヲ以テ再ヒ收容者ハ避難場ニ露
宿セシムルノ止ムナキニ至レリ斯クテ二十七日迄大小幾回トナキ
震動ノ襲來アリ收容者ヲ避難場ニ移シタルコト數回其間全職員不
眠不休ヲ以テ難ニ處シ又危険ヲ省ミス必死ノ努力ヲ致シタリ職員
ノ態度如斯殉職的ニシテ其措以又機宜ニ適シタルヲ以テ收容者等
何レモ克ク命令ニ服從シ稱職ヲ保チ毫モ喧噪スルコトナカリキ
二十八日ニ至リ大震動ナキニ至リタルヨリ茲ニ漸ク非常警戒ヲ

大正十四年五月二十三日午前十一時十分頃轟々タル異様ノ音響
ヲ耳ニスルト同時ニ一大震動アリ其震動激烈ニシテ足ノ運ヒサヘ
意ノ如クナラス當時小職ハ一名ノ收容者ヲシテ事務所附近ノ掃除
ヲ爲サシメ居タルヲ以テ隣室ノ看守休憩所ニ於テ休憩中ノ谷垣看
守ヲシテ居房ニ勤務中ノ他ノ一名ノ看守ニ力ヲ盡シ收容者（當時
居房ニ收容シタルモノハ刑事被告人男三名ナリキ）ヲ直ニ出房セ
シメ橋内廣場ニ避難セシムルハ刑事被告人男三名ナリキ）ヲ直ニ出房セ
收容者ニ旨ヲ合メテ看守休憩所、事務室、小使室、炊事場等ニ連行シ
火氣ノ始末ニ助力セシメ萬一建物倒壊等ノコトアルモ出火ノ虞ナ
カラシメ其安全ヲ確メタル上收容者ハ他ノ三名ノ避難セル場所ニ
送致シ之ヲ一纏メトナシ二名ノ看守ヲシテ之レカ戒護ニ當ラシメ
收容者ニ對シテハ斯ル變災ニ際シテハクメテ氣ヲ落チ着ケ動作ヲ
慎重ニスヘク輕卒ノ行動ヲ爲シテ自ら禍ヲ招クカ如キコトアルヘ
カラサル旨諭示シタル後小職ハ隣接セル官舎ニ驅ケタルニ途中ニ
テ非常休養中ノ二名ノ登壇セルニ出會シタルヲ以テ兩名ニ對シ勤
務ノ部所ヲ指示シタル上官各戸ニ臨ミ家族ノモノニ對シ先ツ火
氣ノ始末ヲ十分ニ爲スヘク注意ヲ促シ尙ホ避難上ノ注意ヲモ與ヘ
直ニ引返シテ廳舎ニ至リタルニ收容者等ハ避難所ニ於テ靜肅ニ三
名ノ看守ニ戒護サレ居リ更ニ動搖ノ色ナカリキ斯ル中ニモ大小ノ
震動ハ斷續シテ至リ其音響ハ轟々トシテ心膽ヲ寒カラシムルモノ
アリ又大震動ノ襲來スル毎ニ建物ハ各所ノ異様ノ音響ヲ發シテ破
損シ崩壞シ墜落スル等益々危険ヲ加ヘ到底屋内ニハ一步ト雖モ踏
ミ入ル能ハス然ルニ幾程モナクシテ町内數ヶ所ニ出火シ火勢ハ次
第二ニ激烈トナリ容易ニ鎮火ノ模様ナキヲ以テ小職ハ類焼等萬一ノ
事アラントト念ヒ危険ヲ侵シテ事務室ニ入り重要ノ書類物件ヲ

解キ職員ハ平日ノ通りノ勤務ニ服セシムルコト、シタリ
震害ニ依リ被リタル損傷等左ノ通りナルモ職員收容者共ニ死傷
ナシ

一、官舎附屬井戸屋形	破	倒
一、廳用品及收容者用品入物置	破	倒
一、戒護事務室及看守休憩所	破	傾
一、各渡廊下	破	傾
一、炊事場煙突及竈	破	傾
一、領置品庫漆喰壁	破	損
一、重屏禁室	破	損
一、居房及竈建	破	損
一、表門入口礎石垣	破	損
一、事務室裏石垣	破	損

其他漆喰及板壁及硝子ノ大破小破セシモノ無數
因ニ小川氏ノ會ニ依れば同出張所職員は何れも多少ノ損害を
蒙リ中にも看守多田君等三氏は最も被害甚しく火災に因リ養母は
火傷を負ひ、兩眼を失明し、長男は兩額部に重傷を受け、又自宅
及土藏並に附屬建物全燒し、一時一家財全部を烏有に飯し、氏
見積約五千三百拾圓の損害を被りたりとの事にて洵に氣の毒の至
りである。

五月廿七日より三日間奈良刑務所に於て大阪控訴院管内の刑務

各控訴院管内刑務所長會同

所長會同が開かれて、協議事項及左記司法會の諮問事項に付きて協議する所あり、司法省より計書書記官が出席し關與された。
札稅務所に於ても六月七日より三日間札稅監督院管内の刑務所長會同が開かれて正木書記官出席された、又追て名古屋其他各控訴院管内に於ても會同が開かれるといふことである。

諮問事項

- 一、事務簡捷能率増進ノ方策
- イ、刑月報及行刑成績通知の改廢
- ロ、現在配置定員ヲ標準トスル勤務方法殊ニ一般勤務方法ノ改正
- ハ、女子採用ノ可否
- ニ、收容者使用ノ範圍擴張
- ホ、信用制度採用ノ可否

近時英米諸國ニ於テ信用制度(オーナーシステム)ナルモノ採用セラレ行狀善良勤勉ナル收容者ヲ一團トシ殆ント看守ヲモ付セス専ラ彼等ノ名譽心ニ訴ヘテ作業ニ從事セシムルノ傾向ヲ來セリ此ノ制度ニシテ採用セラレナハ事務費ハ節約セラレ受刑者ノ自尊心ハ自ラ向上セラレヘシ現下ノ我刑務所ニ於テ採用スルモ差支ナキヤ所見如何

- 二、判任官選拔及賞與ヲ刑務所長ニ委任スルノ可否
 - 三、巡回教誨特別講話等ノ制度ヲ採用スルノ可否
 - 四、收容者ニ對スル賣店制度ヲ設クルノ可否
- 近時諸外國殊ニ「アメリカ」ニ於テハ賣店制ナルモノヲ

採用シ刑務所内ニ賣店ヲ設ケ日用品又ハ副食物ヲ陳列シ收容者ノ位置又ハ作業賞與金ノ中ヨリ之ヲ購買シ得ルノ方法ノ實行シツ、アリ、カナル方法ハ之ヲ接獲スレハ或ハ作業督勵ノ一方法トモナルヘク又階級處遇上ノ一方法トシテ用フレハ受刑者向上ノ誘導トモナルヘシ現在我刑務所ニ於テカナル制度ヲ採用シ得ルトスレハ如何ナル程度ニ於テ之ヲ認ムヘキヤ其ノ所見如何

五、受負作業縮少並賃金値下ノ對策

第三回刑務教誨練習所開始

東西兩本願寺合營の刑務教誨練習所は六月十二日午前九時刑務協會にて第三回日の開所式を舉行した。
大谷派東の教務所長谷内式惠氏が所長に、元豊多摩刑務所教務主任河野純孝氏が顧問に、西明照賢氏が主事に就任された、開所期間は九月一杯であると、入所員名及び學科目及び講師は左記の如くである。

第三回刑務教誨練習所入所員名

派別	學 歴	現任又刑務所別	原籍	氏 名
本派	龍谷大學(專)	實習	市ヶ谷	富山 岩住長雄
全	佛敎大學	現任	新潟	鹿兒島 畑中得忍
全		全	京都	兵庫 本多熊馬
全		全	小菅	福井 乙坂住性

北 南 西 東

全	龍谷大學	未修	鳥根	小笠原天道
全	龍谷大學	實習	廣島	河野内智猛
全	大谷大學	全	横濱	滋賀 川崎照順
全	日本大學	全	集鴨	新潟 無盡 馨
全	龍谷大學	現任	前橋	兵庫 楠 正証
全	大谷大學	實習	豊多摩	大分 山中諱演
全	大谷大學(專)	現任	小田原	愛知 山内順輔
全	東洋大學(專)	實習	札幌	北海道 眞栗健嶺
全	眞宗大學	現任	豊多摩	福岡 藤川慈學
全	龍谷大學(專)	實習	全	福岡 青木博愛
全	佛敎大學	現任	釜山	大阪府 淺井咲雄
全	大谷大學	實習	金澤	富山 佐々義文
全	全	現任	集鴨	栃木 日野了曉
全	眞宗專門學校	實習	名古屋	愛知 杉村清一
全	專門學校	現任	公州	新潟 首藤嶺雲

學科及び講師

刑法大要	司法書記官	大原	昇氏
刑事訴訟法大要	同	榎野季彦氏	
刑事政策	同	山岡万之助氏	
行刑法大要	司法書記官	松井和義氏	
行刑法大要	同	辻 敬助氏	
各國行刑教化制度	同	正木 亮氏	
行刑衛生學	司法省衛生官	芥川 信氏	
司法保護事業	司法省保護課長	宮城長五郎氏	

行刑の沿革並に實務 輔會會常務理事 香川又二郎氏
教誨學及實際 東京横濱教務主任 松井 茂氏
警察と社會問題 社會事業協會常務理事 田子一民氏
社會事業一斑 東大教授 牧野英一氏
法律の進化 醫學博士 三宅 鑽一氏
精神病學 東大教授 河津 暹氏
經濟學一斑 安藤 謙次郎氏
作業心理 石井 俊瑞氏
メンタルテスト

會 報

茶 話 會

五月二十三日午後一時より本會に於て茶話會を開催、餘興として活動寫眞を映寫した後最近版朝されたる司法書記官辻敬助氏の歐米行刑制度視察談があつた。參會者は左記の如くであつた。

田中秀實	宮下幸藏	關 廣治	濱田時誠
小笠正義	佐藤金司	藤井惠照	鈴鹿由太郎
藤井藤藏	石野良之助	北野竹太郎	青柳 彌條
金澤公炳	萩島和令	草野勝之助	菊地信之丞

大草三郎 平方義孝 大内勝喜 永 梅太郎 柴山榮穂 中村利義 土川種次郎 小俣省一郎
 宮田龜吉 榎本高義
 飯島伊三郎 大塚定吉
 小澤五一 櫻田留次郎
 星景輔 健山俊治
 山口甚一 中村庄次
 中田主税 山崎信夫
 乙坂佳性 金子浦藏
 狩野兵松 石原一藏
 行定形治 大澤照次郎
 双木文四郎 渡邊正武
 長谷川源作 松田正壽
 若林興 高橋健
 岡辰造 安達彦治
 三井文夫 小濱末藏
 鈴木新藏 古屋盛安
 長田寛次 上田茂登治
 小室華雲 無盡馨
 大島徳治 泊志布哉
 加藤教榮 富井隆信
 杉下學人 越田利二
 武田慧宏 録形融
 西岡三郎 榎部松太郎
 富山浦次郎 塚本良謙
 藤川龍光 野崎辰雄



(寄官記書紅岡) スシンラフトンセ・ルテホ 港桑

岡部氏よりの消息

海外へ旅行中の岡部書記官より
 香川本會常務理事宛に左の通信が
 あつた。
 拜啓昨日無事當地着局長閣下も
 小生も幸にして元氣一杯に視察
 に觀光に多忙を極め居候、本日
 午後は自動車を雇ふて郊外サン
 クエンチン刑務所を參觀仕り
 候、明日はサクラメント方面に
 出勤の豫定に有之候
 遙に御健康を祈り候
 五月十九日
 桑港 ホテル・セントフランシス

つてなた。

然しはじめ日蔭にゐた時日が長かつたために、移され
 て後も、當初から花壇にあつた牡丹に較ぶれば、どこと
 なく生氣がなく、葉の色もわっい。水をくれたり、肥料
 をかけなぞしてもやはり駄目であつた。その頃になつて、
 花が咲いたが、花もやはり小さい、色のわるい花であつ
 た。

私は思つた。人間だつてさうだ。みだれた家庭に生れ、
 不完全な學校に送られ、ろくろく教育もうけないで社會
 へ出されてしまへば、幾らよい素質を惠まれてゐる人でも
 立派な人にはなれない。大事業も出来ない。環境がわる
 いからである。それは恰も日かげの花と同様だ。然し
 普通の才分を以て生れた人でも、これをよき環境に置き
 ば、花壇の玄土の牡丹と同じやうに大きな花が咲く。
 環境のよいことが人を生長させる條件である。家庭を、
 學校を、交友を、社會を、この意味に於て人々は正しく
 し、改め、合理的にすべきではあるまいか。



二本の牡丹

私の庭に二本の牡丹があつた。一本は
 日あたりのわるい木蔭に、一本は花壇の
 まんなかの玄土の中にあつた。春が來
 て、二本は、同じやうに芽を出したが、
 木蔭の牡丹は生ひ立ちがわるく、いやに
 いぢけて、日が経つても幾らも伸びない。然るに花壇の
 牡丹は明るい日光の下にぐんぐん伸びてゆく。私は、何
 んだか、日蔭の花がかわいさうになつて、或る朝、それ
 を掘り取り、花壇に移して水をくれた。

移された牡丹は一時萎えかゝつたが、幸ひ夜雨が降つ
 て生々として助かつた。翌朝は葉も莖も水を上げて生き上

庭の二本の牡丹をみて、私は斯う思つたのである。

と直ぐ女兒は大低殺して了つたからださうであります、乍併成年に達した少女は中々必要であり亦自分達の仲間内の少女を他所の男に横領されると云ふことはあまりイ

イ氣持でもない故に一方からは「女を呉れろ」と掛け合ひ他方は「イヤやれない」と云ふやうな譯でとう／＼腕

力に訴へるツマリ少女の争奪戦が種族と種族との成員間に行れたのである、そして若し少女を奪ひに來た男の方

が勝つと初てその少女を連れて自分達の部落へ歸つて結婚したと云ふ譯であります、所が争闘に依つて少女を得

たり得させなかつたりすることは社會の秩序安定を欠くと共に經濟上にも色々な財を損ずることになり双方共に

甚だ不利であると云ふので人々は掠奪結婚と云ふのをやめて交換結婚とか進物結婚とか乃至は購買結婚など、云

ふ結婚の方法に漸次改めて來るやうになりました、交換結婚と云ふのは他の種族から女を買ひ受ける代りに自分

の姉妹を先方へ與へる結婚の方法であります、けれども必ず自分に姉妹があることに決つてはゐないのであるか

なるものである、これは實に前記の掠奪結婚の遺風であ

つて甲が女を奪つて逃て行く場面の模擬ださうであります、私達と境遇を全じくする未婚青年諸君よ、はたまた

新婚の青年でも新婚旅行の出來ない諸君よ、吾々は何も掠奪結婚の模擬なんか出來ないからと云つて悲觀するに

は及ばないではありませんか。

それからいま一は妙齡の少女達が「Aさんは結婚に迎

も素敵なダイヤの指環を貰つたのですつて」など、羨む所の結婚であるこれは實に進物結婚乃至は購買結婚の遺

風ださうであります、故に男女同權などを叫ぶ現代の新らしい婦人達は自分達の結婚の場合決して結婚に付いて

不服を云つてはいけない、蓋し結婚の額などに付いてトヤ角云ふことは自らの人格を否認して婦人の貞操を商取

引の對象と全様に見る購買結婚乃至は進物結婚を奉ずることに等しいからである。

新結婚の納結 と行旅の來由

私達の社會生活を遠い／＼昔に遡つた未開時代には私共の遠祖達は掠奪結婚と云ふものを行つてゐたと社會學者は云つてゐます、掠奪結婚と云ふのは男達が他所の部落から女を奪つて來て結婚するところを云ふのであります、何故自分達の仲間同志で結婚しないで他所の女を奪つて來て結婚したかと云ふことの理由に付いては學者の間に色々な意見の分れる所でありまして今は申しません。

只だ女の数が男の数より少なかつた爲に女を他に仰いだと云ふことは一の確かな理由であつたやうでありませう、何故女の数が少なかつたかと申しますと子供を育てることが甚だ手數であるのと、女子は働かないで食べてばかりゐる不生産的の代物であるからと云ふ譯で生れる

ら姉妹のない男達は色々な財物（主として家畜や獸皮などを）娘の父母に贈つて娘を買ひ受けたのである是が即ち進物結婚であります、この進物は初め男の方の一方的意志で幾何かの品物を先方に贈つたのであるが後にはそれでは先方の娘の親達が承知しなくなつて來て進物の品目やその額を双方合意の上で決めねばいけなと云ひ出した、即ち娘の授受が一の商取引と全様なものになつたのである、而して娘の代償たるべきものは一定額の物品であつたが後にはそれが貨幣になつた、これが即ち購買結婚である、支那の下流社會やトルコ等に於ては今尙この風が存してゐるさうである。

其處で今日吾々の文明社會に於ては一部の例外を除いては以上のやうな野蠻極まる結婚方法は最早行はれては居ないのであるが、此處に二の面白い遺風を私達は今日の結婚制度の中に見出し得るのである、即ちその一は今日西洋の先進國は勿論我が國の社會に於ても普く行はれ私達未婚青年の羨ましいものゝ一となつてゐる新婚旅行

家の庭

トステルタンメ

中學校の入學試験にメンタルテスト（心性考査）をする又は心性考査により個性に適當した職業を選定する、など新しい試みが世間に傳へられてゐる、家庭では子供が昔よりやつて居ることで

別に不思議はない、例せば『火渡し』紙を燃つてそれに火を付け子供は火鉢を囲み秋冬の夜長によくやること

だ、今晚は『か』の字の付いた物から始めましょう、一番年上の子供がいふと火を渡し始める、かるた——かめ

——からかさ——からす——かあさん——何々……結局『か』の字にまつた者がまけである、又同じく火を渡し

つゝ『しりつき』といひ語尾の音を探りこれを繰り返して進む、かるた——たまご——ごりら——らけつと——と

うけよう、など、進んで遂にまつた者がまけとなる、まけた者はやいシツペー、シツペーがいやなら一つ歌を

うたへと子供はさわぐ、これが即ちメンタルテストである、靜に見てゐると恰かな子供程言葉がよく出る。六ヶ

數言葉でいふと觀念聯合の働きを反映したものである、無理解な親はやかましいといつて叱る、それは大きな間

違ひで子供はそれにより精神界で大事な役目をつとめる、觀念聯合の法則を練習してゐる、叱る所か親は之を

獎勵して兄弟の間にもよし練習さす必要がある、われ／＼が相互の事理を解じ又は文を作り若くは物事を記憶

するにしても此の働きが根本をなして居る、例せば山といへば雲を思ひ、雲といへば天を思ひ、天といへば空間

を意識する、こうした働きから吾人の知識は進んで行く。

アメリカの庭

日本も離婚の多いのでか、なり有名であるが、アメリカに於ける離婚の数は甚しいもので、合衆國の統計局の發表する處によると、一九二三年には合衆國內で許可された離婚の数は十六萬五千件で、七、五件の婚姻數に對して一箇の離婚の行はるゝ割合である。一九〇五年には只だ僅かに六萬八千件の離婚が許可

されたのであるが、十八年の内に離婚の數が約十萬件の増加を見つたのである。人口の増加は此の期間中

僅かに三十パーセントであるに對して百四十パーセントの増加

である。アメリカに於けるよりも離婚の容易に許可せらるゝ瑞

西に於てさへ、十六件の結婚に對して離婚は只だ一件である。

フランスに於ては二十一の結婚に對して一件の離婚である。デ

ンマークに於ては二十二件に對して一、獨乙に於ては二十四に

對して一、ニュージブランドでは二十四に對して一、ノルウエ

ーに於ては三十に對して一、スウェーデンに於ては三十三に對して一、英國では九十六

に對して一、キヤナダに於ては實に百六十一件の結婚に

柿の花ちる頃

市谷吉川有情

夕風や落ちて音する柿の花
柿の花風なきに落つ音淋し
大方は落ちてしまひぬ柿の花
隣より柿の花ちる小庭かな
柿の花掃いて捨つるや二三升
家三戸若葉の丘に親しめり
若葉風我が磨る墨の香に立ちて
時鳥盧生が夢は覺めにけり
老鶯の啼き響しけり推の花
崩れたる牡丹隣む簾かな
人は皆牡丹に媚びて愚かなる
思ふ事牡丹に多き風雨かな
夜は灯の都となりぬ夏の水
椅子一つ据えて夏待つ端居かな

此つた後 寂しさ

よしなきこと
から、今朝、妻
を叱つた。併し
自分の向ツ腹が
まだをさまり切
らぬうちに、後悔の寂しさが急
に胸にこみあげて來た。
人の胸には正直の神がある。
良心がある。憤ることこの神

は此上もなく厭ふ。嫌惡する、それで他を叱る時は自分もこの神にすく叱られる、即ち憤りはそれ同じ力を以て、

或はそれ以上の力を以て自己の上に歸つて来る。天に向つて唾すると一般である。他を怒り、叱りつけて、自ら勝つたとおもふは大なる間違である。必ず叱らねばよかつたとおもふ心が湧く。これが良心の神の仕返しである。

叱る者は叱られる。憤るものは又憤りを買ふ。他を屈服せしめ、おさへつけたと思ふは自己欺瞞に過ぎない。屈服せしめたと思ふ瞬間に己にみづから屈してをるのである。勝ちしものには勝利の悲哀がある。負けしものには忍従の幸福がある。

自分は妻を叱つて後悔した。妻も子供を叱つて後悔してをることが時々ある。下女を叱つても、猫を叱つてさへも、後悔しないことはない。怒るな、怒るものは怒られる。他に寛大であれ。

他を叱るは、自己への叛逆である。

限はこれだ。

日本は名高い多産國であるが、死亡率もそれに従つて多い。衛生と保健のことは國民共同して更に更に努むべきであるが、併し大切な子寶を殺すことを奨励する産兒制限にはその理由を見出すことが出来ぬ。

子供の多いのは苦しくもあるが又楽しい。子供のための苦しみは他所で見える程苦しいものでない。況んや子供あるために親は勤勉であり、子は互に切磋して良い子となる。

今日の時代に於て眞に強國の班に列するには一億以上の人口がなくてはならぬ。我國は人口がまだく足らぬ。産業の振興も海外の發展も基礎となるは人口である。ゆめにも制限なぞすべきではない。

子寶

萬葉集の歌人山上憶良に

しろがねも黄金も珠も何かせむ

まされる寶子にしかめやも

といふ歌がある。歌をこのまぬ人でもこ

の歌の内容には成程と同感を惜しまないであらう。若い時分にはおれは子供なんか大嫌ひだといつてゐた人が結婚して子を持つと、丸で別人のやうに子煩腦の親仁となることは吾々のしばしば見るところであるが、實に子を思ふ親の心ほど強くして切なるはない。燒野の雉子夜の鶴といふが雉子や鶴さへも子のためには身をすてて苦勞する。ましてや智情の發達した人間である。子をおもふ親の前にはしろがねも黄金も珠も何の用ぞ。強賊石川五右衛門でさへ刑せらるるに際して、千兩箱より子は寶といつたといふ。まことに子ほど可愛いものはない。『子寶』とはよく言つた。

この寶を闇から闇に葬ることを主張し、主義として之を宣傳する。所謂サンガー夫人などの唱へてをる産兒制

義は君 情は父

宮内省御用掛海軍少將山本信次郎氏が
諄話された『攝政宮殿下の御日常を拜し
て』と題する書籍を讀む、全篇悉く、殿

下の御高德の結晶であるが、其の中に斯ういふ事がある「大正十三年の新年御歌は、あらたまの年をむかへていやますは民をあらはれむころなりけり、といふのでありますが、此御歌の發表に際し珍田東宮大夫が新聞記者に話され、又私共にも親しく語られました處に依りますと、恰度、あの虎の門の重大事件のあつた日、殿下には大夫と待從長とをお召しになりました、御起立の儘、曾て拜したことのない様な、謹嚴、莊重なる御態度で、長くも御眼には涙さへ御ためになり、次の如く仰せになつたのであります。「誠に残念な事が起つた。元來自分は、日本に於ては、陛下との關係は、義に於ては君臣であるけれ共、情に於ては親子であると考へて居る。自分は此心を以て心とし、常に思ひを君臣の親愛といふことに致して來たのであるのに、

